KAN00010 ●ジェッダ「防犯の手引き」

治安・防犯の手引き
（西部地区）

在ジェッダ日本国総領事館
平成４年10月１日改訂

このたび、当国の在留邦人の方々が安全に生活されるための参考として旧来の治安防犯の手引きを基に改訂版を作成しました。すでに滞在されておられる方々は、特に目新しい点はないかも知れませんが、日頃の生活に慣れ見落としがちになっていることもあるかもしれませんので、再確認いただければ幸いです。また、新たに赴任される方々にとっては、それなりに役立つのではないかと思います。
本手引きは、今後更に充実かつその時々の情勢に対応したものにしていきたいと思っておりますので、皆様の生活体験に基づく御意見等がありましたら、総領事館まで御一報願います。
なお、この種の手引きの存在についてサウディ官憲が知ることになった場合には、問題が生じないとも限りませんので、本手引きの取扱にはくれぐれも注意されるようお願い致します。

在ジェッダ日本国総領事館

目次
１．当国の治安
（１）総論
（２）ジェッダの治安
（３）その他の地域
２．防犯対策
（１）盗難対策
（２）暴行等
３．誘拐防止対策
（１）誘拐に関し
（２）対策一般

１．当国の治安
（１）総論
（イ）サウディアラビアは、イスラム教の聖地メッカ、メディナを抱え、また、戒律上最も厳格なワハビズムをとっているため、外国人にとって非常に生活のしにくい国です。
反面、犯罪に対してはシャーリア法を適用し、非常に厳しい刑罰が執行されているので、これが犯罪発生の大きな抑止力となって、窃盗・置き引き等の犯罪が極めて少ないと思われます。しかし、犯罪統計の発表がなされていないため、具体的な数字は把握できませんので、一概に手放しで安心は出来ません。更に、注意すべき点は、警察当局は我々外国人滞在者にとりましても保護者ではありますが、一旦犯罪に巻き込まれるとシャーリア法の特異性、警察組織の不備等のため問題が多いので、犯罪や事故に巻き込まれないよう用心を怠らないことが必要です。
（ロ）イラクによるクウェイト侵攻以後、平穏な状況が続いてはいますが、いまだ完全な平和解決にはなっておらず、サウディ政府によるイエメン人、パレスチナ人等への締め付け等も皆無になったとは言えません。現在のところテロ事件は発生しておらず、イエメン人等の間にも組織的な反政府活動の動きも見られないものの、以前ほど治安が良いとは言

い切れない状況下にありますので、今後は以前よりもまして十分は注意が必要と思われます。

（2）ジェッダの治安

（イ）ジェッダ市内には、治安警察（青色パトカー）、交通警察（緑色パトカー、白バイ）、更に、宗教警察が数多く巡回警戒に当っており、治安は総じて安定しております。クウェイト侵攻後は、いたる所で検問が実施されております。夜１２時すぎになりますといたるところにパトカーを見かけます。しかし、パトカーの数が多いからといって安全であるとは限らず、用心に越した事はありません。

（ロ）近年の景気低迷とサウディ化の進展に伴い、失業者及び外国人の不法滞在者が増加しています。特に、ジェッダ市内及び周辺には巡礼にきてそのまま滞在する不法滞在者も多くその数は明らかにされていないものの５～６万に達すると言われており、この様な状況は治安の不安定化につながる恐れがあります。特に女性の一人歩きは避けなければなりません。また、当国の警察自体が制度・言語の違いで、一旦トラブルに巻き込まれると当国の法律に違反しているか否かに関係なく、留置場へ拘留されることがありますので、不審を招くような行動は避けなければなりません。

なお、治安当局は、厳しく不法滞在者の取り締まりを行っているので、外出の際は必ず身分証明書（イカマ）を携行しなければなりません。

（ハ）交通事故に関しては特に注意が必要です。当国では車検制度が導入され実施に移されていますが、それでも方向指示器や停止ランプ、前方照射ランプなどが破損した状態の車が街を走っていますので、十分車間距離をとりつつ、前方進行車の動きを見て（相手の方向指示器などは信頼せずに）運転することが必要です。特にスピード狂の多いサウディ人の運転には十分注意をする必要があります。

なお、交通事故が起きてしまった場合の措置は次のとおりです。

まず警察官を呼ぶ。また、ケガ人がいる場合は救急車を呼ぶ（近くのサウディ人に頼めばこういう点は親切にやってくれる）。

次に、スポンサーに連絡する。できる限りアラビア語のできるスタッフを呼ぶ。事故処理はサウディ警察主導の下に処理され、現場で加害者が決定され、被害者に対する補償が必要な場合、加害者は警察に身柄を拘束されます。その後、警察が修理業者を呼び見積もりを出させ最も低い金額で補償金が決定されます。補償金額を支払えば、加害者は身柄を解放され一件落着となります。自動車保険に入っている場合は支払い後、保険会社に請求することになっています。

なお、重度の人身事故の場合は、その後刑事罰が加えられ、死亡事故の場合６ヶ月程度収かんされる可能性がありますので、くれぐれも事故を起こさないよう最大限の注意が必要です。

（ニ）緊急電話番号

警察	９９９
交通警察	９９３
救急車	９９７
火事（消防署）	９９８

（3）その他の地域

西部地区の他の主要都市としてはヤンブーがあります。ヤンブーの治安状況及び心得るべきことは基本的にはジェッダと同じです。

首都リアドはジェッダに比べ閉鎖的と言われるので、特に女性は外出時アバヤを着用する等行動に注意する必要があります。

東部地区のダンマンはコーズウェーの完成で車の出入りが多く事故の発生も多くなってきているようですので、旅行の際は気を引き締めていくことが肝要です。

2．防犯対策
（1）盗難対策
（イ）前述のとおり他諸国に比較すると相対的に盗難事件発生率は高くありませんが、皆無ではなく身近にも1、2の例がありますので、常に注意を怠らないという心構えを持つことは肝心です。空港・スーパーマーケット等の不特定多数が集まる場所では、常に携帯品の存在を忘れずに自ら所持し、所持できない場合は必ず目の届く範囲に置くこと、また、自動車内の見える場所に貴重品、カバン等を置かないことが必要です（相手をその気にさせないことが肝要です）。
（ロ）邦人のほとんどの方はコンパウンドに居住されており、コンパウンド自体が警備員を抱えていますので一般ビラよりも比較的安全ですが、だからと言って空き巣・こそ泥の類いがいないわけではありません。警備員が巡回途中にこそ泥に変身することも無きにしもあらずです。コンパウンド内の他住宅に赴くときであっても、ほんの小時間家を空けるときでも常に施錠を忘れず、帰宅時は家具等に異状がないかどうか確認して下さい。
自宅にメイド・ボーイを住まわせている家庭では彼等の目の届くところに貴金属や現金を置かず、彼等に出来心を起こさせないためにもいつも警戒心を持つべきです。
（ハ）一般家庭では室内から門の鍵を自動開閉できるシステムになっているところがありますが、この場合でも安易に来訪者であるからと言って開けるのではなく、事前連絡のないものに対してはドア・門の開閉にとくに注意すべきです。
このシステムのない住宅にいる人も同じく、来訪者を覗き窓や声で確認してから招き入れることが肝要です。

（2）暴行等
当国では男性に対する暴行はほとんど聞くことはありませんが、婦女子に対する暴行・殺人がままあると言われています。
婦女暴行は当国においては極刑であるため、犯人はおのずから殺人におよび、かつ、その死体は遺棄されることになります。
一般労働者は当国にいる間は女性に接する機会はほとんど無く、女性は公衆で好奇な視線を浴びることになります。そのため、外出に際しては不自由はあっても過度に肌を露出した衣服を身に付けず、アバヤを常用し目立たなくする必要があります。女性が目立つ格好をしないということは、当国社会にとっては「公序良俗」に属することであり、外国人女性も「郷に入りては郷に従う」と言う心構えが必要です。
また、女性の単独行動及びタクシーの利用も避けたほうが良いでしょう。

3．誘拐防止対策
（1）誘拐に関し
（イ）誘拐は次の通り分類されます。
（a）テロリストによる政治目的のもの（資金稼ぎも含む）
（b）プロの犯罪者による営利目的のもの
（c）狂言誘拐
テロリストによる政治目的誘拐は、強い信念に基づいて実行されるもので最も危険性の高いものです。一般に、老練かつ有能な集団によって計画・実行がなされ、綿密な計画による大胆な行動が特徴です。
プロの犯罪者による営利誘拐事件は最近特に多くなっています。
その実行が比較的容易であり、かつ経済効果が大きいため魅力あるものになっています。
（ロ）犯人が誘拐を行う場合、その対象者がある時刻に、何処にいるかを知ることから始めます。その調査は何日も、何週間も、場合によっては数ヵ月もの間行われます。犯人達が対象者を決める場合、通常は10名位の候補者リストを作成し、その一人一人について次のような監視を行います。
（a）目的とする人物の生活・行動の調査・観察

（b）住民・職場付近の徹底的な調査
（c）家族（妻、子供等）の行動の特徴
（d）メイド・運転手等の行動及び防御手段の有無

（2）対策一般
誘拐防止対策には、本人が常に警戒心と注意を持ち警戒するしかありません。家を出るときは周囲を見渡し、平常と変わった状況がないかを注意する。日頃はないところに車が駐車していないか等十分に気を付ける必要があります。
（イ）外出に際しての注意
自宅、事務所を出る時は周囲の状況を確認する習慣を付ける必要があります。一見なんでも無いが、毎日起きていることと違う事柄が起こっていないか等注意することが必要です。特に通勤・帰宅時における行動のパターン化を避けなければなりません。
不審なものに車を止められてもドアを開けず、やむをえないときは少しだけ窓を開けるようにする。
また、爆発物が仕掛けられるのを避けるためにも、車は必ず施錠して、全てのドアを再確認してから車から去るようにする。
（ロ）使用人に対する教育
（a）運転手
運転中でも、駐停車中であっても常に周囲の状況の監視を怠らず、異状を早めに察知できるように教育する。運転手は、事に当たって運命を共にする気構えがなければ、危急の瞬間にもその持ち場を離れず、上司と一緒に犯罪に立ち向かう勇気を持っている人物であることが望ましい。
（b）家庭使用人（メイド・ボーイ）
使用人は、友人・知人の紹介等により出来るだけ信用出来る者を選び（縁故雇用が望ましい）、次のことを実行するよう教育する。
・出入り口の扉は常に閉めておく。
・訪問者の応対はすぐにドアを開けずに、覗き窓から相手を確認する。不審な同伴者がいないか、付近に不審者がいないかも確かめる。
・工事人が家を尋ねてきた場合、自分の判断で入れることなく、必ず主人の判断を仰ぐ。
・友人・知人であってもできるだけ家には連れてこさせない。
（ハ）その他
緊急時にそなえ家庭には必ず緊急連絡先一覧表を備えておく必要があります。
（警察、会社、友人、総領事館等の電話番号）
日本人会では年２回、会員名簿を発行する時、緊急連絡網を作成して添付しておりますので、常時使用できる状態にして置くことが大切です。

付　記
当地日本人会と領事館では、邦人安全対策連絡委員会を設置しており、毎月の経済連絡会の際情報交換等を行っております。下記の参考文書は本協議会で使用済みですが、必用な方は申し出て下さい。ビデオテープも貸し出し可能です。

記

１．海外における脅迫事件Ｑ＆Ａ
２．海外における誘拐対策Ｑ＆Ａ
３．海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策Ｑ＆Ａ
４．海外赴任者のための安全対策チェックリスト
５．こんにちわ領事「海外でパスポートを失したら？」ＶＨＳテープ
６．海外旅行「あなたの油断教えます！」ＶＨＳテープ
７．誘拐「あなたも　狙われている！」ＶＨＳテープ

KAN00010　ヨルダン【安全の基礎】
ヨルダン・ハシミテ王国
Hashemite Kingdom of Jordan

出入国時の留意事項
●査証
入国査証は（一般査証（数次）滞在期間６カ月）は，日本または各国のヨルダン大使館および領事館で取得する。また一般査証（一回限り）滞在期間14日は，空港および国境事務所でも10ヨルダン・ディナールの査証料を支払えば取得可能である。査証の種類には通過査証，一般査証，団体旅行者専用の観光査証があり，滞在期間はそれぞれ24時間，２週間，６カ月となっている。なお，最寄りの警察署外国人登録事務所で一般査証の更新（第１回目：14日，第2回目：３カ月，第3回目：３カ月）は可能。ただし，１年以上滞在する場合は，入国からおおむね６カ月以内に内務省に申請して，滞在許可証（赤いカード）を取得しなければならない。イスラエルに入国したというスタンプが，旅券に押されている場合は入国できない。

●出入国審査
空港および国境事務所で，審査が行われる。イスラエルに入国したスタンプがあったため，入国を拒否されたケースがある。

●外貨申告
申告の必要なし。両替は，外貨からヨルダン・ディナール，ヨルダン・ディナールから外貨ともに自由。

●通関
麻薬，銃器，ポルノは持ち込みが禁止されている。大きな電気製品，カメラ，コンピュータ等も，持ち込みに税金がかかることがある。個人的使用を目的とする８ミリ・ビデオカメラ等は，出国時の持ち出しを条件に，旅券に機器の製造番号等を記入されたうえで許可される。その際は出国時に，免税店（酒，煙草類）レジ係横の税関デスクに持ち出しの申告をしなければならない。イスラエル製品およびアラブ・ボイコットリストに掲載されている品目も持ち込み禁止。なお出国時に，出国税として空路の場合10ヨルダン・ディナール，陸路またはアカバ港利用の場合は８ヨルダン・ディナールがそれぞれ必要である。

滞在時の留意事項
●滞在届
警察の外国人登録事務所および内務省に，滞在届を提出する。滞在許可（レジデンス・パーミット）を取得するには，関係政府，企業からのサポーティング・レター，雇用証明書が必要。

●旅行制限
軍関係施設は禁止。禁止地区には入場禁止の立て看板が立てられているが，アラビア語表示のものが多い。西岸への旅行には内務省の許可が必要。ただし一般観光目的の場合は，内務省に申請すれば24時間で許可が得られる。西岸へのキング・フセイン橋は，土曜日は閉鎖するほか，治安上の理由で時々閉鎖することもある。

●写真撮影の制限
軍関係施設，モスク内は撮影が禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬
空港，国境事務所等で検査があり，所持していた場合警察に連行，査問のうえ厳罰に処せられる。身重の外国人女性であっても，刑務所に収容される場合がある。

●不法就労
労働許可書は，労働事務所（レーバー・オフィス）にヨルダン関係政府機関，企業のサポーティング・レター，雇用証明，胸部レントゲン写真等を提出のうえ，取得する必要がある。日本人の場合，あまり取り締まりを受けた例は聞かないが，労働許可書なしに就労していた場合は国外追放処分にされる。なお労働許可書の更新を怠ると，１カ月につき15ヨルダン・ディナールの罰金に処せられる。

●治安維持
王室を批判する出版物は持ち込み禁止。

●風俗，習慣，国民性に関する留意事項
ラマダン（断食月）期間中，アルコール類の販売は禁止されている。飲酒および豚肉を食すことは可能であるが，厳格なイスラム教徒とともに食事をする場合は避けたほうが無難である。

安全のためのひとくちアドバイス
治安状況は良好だが，日暮れ以後女性が1人で歩いたり，タクシーに乗ることは危険。女性のショートパンツ姿も避けること。死海周辺の軍事地帯には“ＭＩＮＥＳ”と表示された地雷地帯があるので，絶対に立ち入らないこと。西岸渡航を希望する場合でも，「ウエスト・バンク」という言葉を使用すること。

健康上の留意事項
気候の地域差が大きく，昼夜の温度差も10度以上違うときがある。日中は日差しが強いので帽子・サングラスの使用が望ましく，夜間は冷え込むので防寒の注意をすること。
飲食物を介して，細菌あるいはアメーバ赤痢による下痢症にかかる場合があるので，料理はよく火の通ったものを，野菜・果物はよく洗われたものを取るようにする。高熱または腹痛を伴った下痢が続いたり，血便が見られた場合には，直ちに医師に相談し検便を受ける必要がある。
水道水は無機質が多く硬水なので，煮沸したものを飲むほうがよい。市販されているミネラル・ウォーターは安全である。
特有の風土病はないが，ごく一部の河川，水路，池などに住血吸虫症の宿主である巻貝が生息しているので，郊外へ出た際には，不用意に水の中に入らないようにすること。ただし，最近は新たな患者の発生はない。

緊急時の連絡先
〈病院〉
ヨルダン大学病院　Tel.845845
イスラミック病院　Tel.666127
イタリアン病院　Tel.777101
パレスタイン病院　Tel.664171
ハーリーディ産院　Tel.644281
マルハス病院　Tel.636140
〈警察〉
警察本部　Tel.630321
レスキュー　Tel.192，621111，637777
交通警察　Tel.896390～1

ハイウエー警察　Tel.843402
〈救急車〉
救急車　Tel.193, 775111
応急手当　Tel.630341
血液銀行　Tel.775121, 775110
レスキュー　Tel.661111
〈火災〉
アンマン　Tel.198, 199
消防本部　Tel.891228

緊急時の言葉
「助けて」＝サアイドニイ
「警察」＝シュルタ
「警察を呼んでくれ」＝ナーディ・シュルタ
「パトカーを呼んでくれ」＝ナーディ・サイヤーラ・シュルタ
「医者を呼んでくれ」＝ナーディ・ドクトール
「救急車を呼んでくれ」＝ナーディ・サイヤーラ・アルイスアーフ

在外公館アドレス
●大使館
在ヨルダン大使館
Embassy of Japan, Between 4th and 5th Circles, Al-Aqsa Street, Jabal Amman, Amman, The Hashemite Kingdom of Jordan (P.O.Box 2835)
Tel.672486, 672487, 671428

KAN00010　ヨルダン「防犯の手引き」
防犯・安全の手引き

平成４年１０月
在ジョルダン日本国大使館

この度、当国で皆様が安全に生活されるための参考として防犯・安全の手引きを作成しました。当国に一定期間滞在しておられる方にとっては、ごく当たり前の事しか書いてなく、特に目新しい点はないかもしれませんが、当国に新たに赴任される方にとっては、それなりにお役に立つのではないかと思います。
本手引きは、今後更に充実したものにしていきたいと思っておりますので、皆様の生活体験に基づくご意見やアイデア等お気付きの点がありましたら、大使館領事班までご連絡下さい。

在ジョルダン日本大使館領事班

１．治安情勢

現在、当国はＩＭＦ・世界銀行との協調のもと、経済構造調整計画を実施しつつあり、具体的には食料品、灯油、ガソリン等への政府補助金カット等の歳出削減に努める一方で、消費税導入、電気、水道等の公共料金の値上げ等の歳入拡大を図ることになっていますが、このような措置により現実に物価上昇を招くことになれば、国民生活に大きな影響を与える可能性があります。また、クウエイトからの３０万人以上にのぼる帰還ジョルダン人・パレスチナ人を擁し、失業率の急増、住宅難等により国民の生活不満も大きくなってきているといわれ、何らかの契機により全国的な大規模暴動が発生し、暴力の矛先が在留邦人を含む外国人に向けられる可能性は排除されません。（現に１９８９年４月、ガソリン値上げによりマアーン、ケラク、タフィーラ、ショウバク、サルト及びマダバの各地方都市で少なくとも１０人が死亡する暴動事件が発生したことがあります。）このような経済的、社会的困難な状態が改善されないままに推移すれば、イスラム原理主義に対する支持は依然として根強いものがあるだけに、イスラム原理主義者の過激な活動が再開されるような背景の余地も残しています。しかし、当国民の対日感情は非常に良好に推移してきており、在留邦人や邦系企業を直接、間接にターゲットとするテロの脅威の可能性は少ないと言えるでしょう。
一方、一般犯罪を見てみると、殺人、傷害等は減少しているものの、失業率の急増や貧困層の増大を反映して、強盗、窃盗等が急増している傾向にあります（強盗については前年度比２３％増－別添犯罪統計参照）。従って、治安情報に注意を払い、状況を的確に把握していくことが大切です。

２．防犯・安全対策
ジョルダンの治安は良好で、特に首都アンマンの治安は、厳重なセキュリティーにより維持されています。政府官公庁や外国公館には２４時間体制で警察官が常駐し、又、市内全域についても２４時間体制で警察官がパトロールしています。在留邦人の多くが居住しているシュメイサーニ地区、スエイフィーヤ地区、ウムゼイナ地区、アブドウーン地区は、比較的に安全な地域と言えるでしょう。しかし、女性が夜間単独でタクシーに乗車したり、又、助手席に乗車したりしないようにして下さい。更に女性の肌を露出するような服装は避けて下さい。とにかく、備えあれば憂いなし、犯罪や事故に巻き込まれないことが重要です。

（１）盗難対策

アンマン市内ダウンタウンなどでは、スリやひったくりなどの犯罪が発生しています。外出時は不要な現金や貴重品を持ち歩かないようにするとともに、ズボンの後ポケットに入れるなど外部から容易に察知されるような事をしないことです。また、居空き（家人が家にいる間に侵入し盗難に遭う）や空巣等の侵入盗対策は、強盗のそれと共通する点が殆どですが、その主な防犯上の注意事項は次のとおりです。

（イ）鍵を紛失したり、元の使用人が合鍵を所持していると認められるときは、必要なドアの鍵を取替える事。

（ロ）玄関ドアは複数の施錠をすること。又、覗き窓のない場合は設置すること。

（ハ）夏季は夜間でも、つい窓を開放しがちですが、就寝前に必ず点検し、鉄格子や網戸など完全に施錠すること。

（ニ）窓ガラスのみの場合は容易に破壊され、侵入される恐れがあるので、家主に依頼し鉄格子を取付けてもらうことが得策。

（ホ）夜間、周囲の照明は侵入者の家屋への接近を心理的に困難にするので、防犯灯などで周囲は出来るだけ明るくしておくこと。

（ヘ）メイドを雇用する場合は、詳しい身上書、写真を提出させるほか、旅券等で確実に本人と特定するとともに、雇用後は不用意に貴重品を放置するなど出来心を誘発しないように気を付ける。

又、ドライバーやメイド等を有力な防犯のアシスタントとすべく平素から次の点を指導し、防犯についての関心を高めておく。

○常に家の周囲の状況に注意の目を向けさせ、不審者の徘徊や不審な物件を認めたときは直ちに家人に連絡させる。

○家人の旅行計画、所有物等の情報を不用意に第三者に漏らさない。

○万一に備え、メイド部屋との非常時の合図を決めておき、直ちに救援が得られるようにしておく。

（2）　誘拐対策

当地では外国人を狙った誘拐事件は幸いにも未だ発生していませんが、模倣性がある犯罪なので十分注意して下さい。

完璧な自衛策は困難ですが、犯人が犯行に及ぶためにはターゲットの行動を詳細に把握しなければなりません。言い替えれば、ちょっとした警戒心を持って行動することにより犯行を諦め、他にターゲットを変更する例が多いことを忘れないで下さい。

（イ）出勤時、必ず家の付近の駐車車両、歩行者等に普段と変わったところがないか観察する。

（ロ）ドライバー付きでも車中で書類等を読んだりせず、周囲、とくに後方の異常の有無の確認を怠らない。

（ハ）判で押したような同一ルートの使用は最も危険であり、必要であれば車に乗ってから行く先を告げる。

（ニ）通勤路や良く利用するコースについては警察署、軍施設、政府機関建物がどこにあるか頭にいれておく。不審者に尾行された場合、信号の無視や急な右左折でかわす方法もあるが、事故の危険度も高く、上記の安全な場所への避難が望ましい。

故意とみられる事故、不審な事故と思われる場合もすぐ車から降りず、これらの場所へ直行し届け出ることが望ましい。

（ホ）自己の行動については、出来るだけ秘匿しておく。当地でドライバーを雇用している人については、普段から注意すべきことをドライバーに良く指導しておくことが重要。

（3）　交通事故防止対策

ジョルダンにおける交通事故の形態は、重大事故にあってはスピード超過、無理な追越し、交差点での一時不停止による出会い頭の衝突、山間部の転落事故が多く、軽微な事故は、都市部における車間距離不保持による追突、サークル内での接触事故が目立ちます。

人口に比して死亡事故が多く（１９９１年＝死亡４００人、負傷１１５００人）、道路も舗装状態が悪く、山間部、砂漠地帯での走行には十分注意する必要があります。湾岸戦争終了後、クウェイト等に居住していたジョルダン人、パレスチナ人の帰還者が急増しており、１９９０年度の国内車両登録台数約２０万台に加え、約２０万台が増加、交通事故が倍増している現状にあります。特にアンマン市内での重大事故の発生率は高く（東京都の事故発生率の３倍の高さ）注意を要します。

○運転する場合の注意事項

（イ）スピードの出し過ぎは絶対禁物。

（ロ）イスラム国でもあり、酒酔い運転による交通事故は重大な処分があることを肝に銘じること。

（ハ）自動車の整備はガレージ任せにすることなく事故点検も併せて実施すること。

（ニ）シートベルトは必ず締めること。（処罰規定あり）

（ホ）疲労の度合いによっては運転しない。

（ヘ）方向指示器を操作せずに進路を変更する車両が多いので、防御運転に心掛ける。

（ト）左右を確認せずに飛び出す歩行者が多いので減速走行に努める。

（チ）クラクションにより明確に走行の意思表示を行う。

（リ）砂漠地帯ではラクダに注意。市街地でも羊の群れに遭遇したら必ず減速すること。

（ヌ）山岳地帯の谷側はガードレールがないことも多く、カーブも多いことから慎重運転を要す。

（ル）９月下旬から雨季に入るが、この最初の雨でアンマンの道路は油を引いたように滑る。毎年この時期に多くのスリップ衝突事故が発生する。

（ヲ）年に１～２回は雪が降るが、最大限の注意を払い雪路走行を駆使すべきである。

（ワ）紫外線が強いので、サングラスを用意すること。

○事故に遭遇した場合の注意事項

（イ）警察官到着まで車両を移動しないこと。綿密な実況見分を行わないので、警察官到着時の車両の位置が過失の度合いの決め手となることが多い。

（ロ）警察署（官）に速報するとともに、アラビア語を話す知人、会社のローカルスッフ、保険会社等にも通報する。

（ハ）保険証、車検証、免許証等の関係書類は必ず手に持ち、車内に放置しないこと。

（ニ）警察官が到着後、事情聴取を受けるが、黙っていると相手の言い訳どおりになるので主張すべき点は、強く訴えること。

（ホ）物件事故の場合、当事者双方が処罰を希望しなければ、事故調書作成の後、法廷にて（通常、翌日）処罰を希望せず、と双方が意思表示すれば、以後保険会社の扱いとなる。

（ヘ）人身事故の場合＝軽傷な人身事故の場合は、警察に通報するとともに病院にて治療を受け（受けさせ）診断書を受領する。重大な人身事故の場合、負傷者の救護を優先するが、発生地によっては被害者の親族からの報復が予想されることもあり、民衆が沢山集まってきたり、事故の身の危険を感ずるような場合は、警察への通報を優先し、直接交渉は行わないこと。

（４）　緊急時の連絡先

○病院

ヨルダン大学病院	TEL 845845
イスラミック病院	TEL 666127
パレスチナ病院	TEL 664171
ハリーデイ病院	TEL 644281
マルハス病院	TEL 636140

○ 警察

警察本部	TEL 196,630321
レスキュー	TEL 192,621111,637777
交通警察	TEL 896390
ハイウエイ警察	TEL 843402
アンマン首都警察署	TEL 639141

○救急車

救急車	TEL 193,775111
応急手当	TEL 630341
血液銀行	TEL 775121
レスキュー	TEL 661111

○ 火災

アンマン	TEL 198,199
消防本部	TEL 891228

(5) 緊急時の言葉

「助けて」＝サアイドニイ
「警察」＝シュルタ
「警察を呼んでくれ」＝ナーデイ・シュルタ
「パトカーを呼んでくれ」＝ナーデイ・サイヤーラ・シュルタ
「医者を呼んでくれ」＝ナーデイ・ドクトール
「救急車を呼んでくれ」＝ナーデイ・サイヤーラ・アルイスアーフ

ジョルダンの犯罪統計（１９９１年度）

		国名 ジョルダン	都市名 アンマン
人口		3,883,000人	1,200,000人
殺人	発生件数（対前年度比）	７６ (−８)	２３
	発生率（対前年度比）	１．９ (−9.5%)	1.9
強姦	発生件数（対前年度比）	３５ (＋７)	２１
	発生率（対前年度比）	０．９ (+25%)	1.75
傷害	発生件数（対前年度比）	４７８ (−２０)	１４７
	発生率（対前年度比）	１２．３ (-4%)	12.2
強盗	発生件数（対前年度比）	２４０４ (＋４４８)	１４５２
	発生率（対前年度比）	６１．９ (+22.9%)	121
窃盗	発生件数（対前年度比）	４７４５ (＋３９７)	２６９３
	発生率（対前年度比）	１２２．１ (+8.4%)	224.4
主要合	発生件数（対前年度比）	７７３８ (＋８２４)	４３３６

犯	発生率	(対前年度比)	１９９．２ (+11%)	361.3
罪計	検挙率	(対前年度比)	８９．３% (80.6%)	

(注) 発生率は、人口１０万人当たりの発生件数を小数点第１位まで記入。

出入国時の留意事項

●査証

査証免除取極はないので，事前に最寄りのシリア大使館等で査証を取得しなければならない。1980年7月以降，空港および国境での査証取得は不可能になっている。

査証を申請する場合，旅券の残存有効期間は原則として6カ月以上であるが，短期滞在が明らかな場合（2週間未満）には4カ月程度でも構わない。付与される査証は，「入国」のための査証なので，一定期間（外交10日，公用，一般15日）を超えて滞在しようとする場合は，入国後，当局の滞在査証（イカーマ）を取得する必要がある。ただし，前記の期間は変更されることもあるので，入国証印のそばに押されるスタンプ（アラビア語，英語，フランス語）を必ず確認すること。査証の有効期間（1カ月とか3カ月）をシリアでの滞在期間と誤解して，この届出期間を超過したため，不法滞在者として取り締まりを受けた例もあるので注意を要する。

●出入国審査

入国審査にあたっては，入国カード2枚を記載して提出する。1枚はスタンプを押して返してくれるので，出国審査のときに提出する。航空機内でカードを配布されない場合が時折あるので，その際は入国審査のデスクで自分で入手する。ダマスカス空港の外国人用審査ブースは，向かって一番右側の1カ所だけなので，列を作っている場合はかなりの時間を要する。

なお，シリアからヨルダンに陸路で入国する場合は，空路による場合と比較して，より厳しい入国審査を受けることが多いため，入国審査に長時間を要する場合があることを覚悟しておかなければならない。

また，旅券上にイスラエル入国印がある場合や航空券の目的地にイスラエルが含まれているような場合シリアへの入国そのものが拒否されるので注意を要する。

●外貨申告

「5000ドル相当以上の外貨を携行して入国する外国人（非居住者）」に対して税関申告（外貨申告と課税品申告）が義務づけられている。

申告用紙には，非居住者は，(1)入国時に申告すればあらゆる外貨および現地貨（シリア・ポンド）を無制限に持ち込める，(2)申告用紙に滞在中の両替を記録して保持しておく義務がある，(3)持ち出しを許可されるのは，申告した額から滞在中に市中銀行（シリア商業銀行）で両替した額を差し引いた額である，(4)入国時に申告されていたとしても現地貨の持ち出しは許されない，(5)両替は，シリア商業銀行とその公式事務所（一流ホテル，空港等にある）だけでされる　　と印刷されている。この申告用紙は出国時に税関に提出する。

罰則は，(3)の超過額について万一，入国時に申告されていない場合は，外貨等の密輸出入としてシリアの法令を適用され，全額没収のうえ身柄を留置される。シリア人居住者の持ち出し違反で懲役15年に処せられた最近の例がある。日本人では，ブラックマーケット（いわゆるヤミ換金）で両替したために検挙された人がいる。

なお，観光客等に対しては1990年10月1日以降，市中銀行等において1米ドル＝42シリア・ポンドの両替が可能となったが，外国人のホテル代金の支払いには，割高な外貨払い（原則米ドル）が義務づけられている。

●通関

入国時の免税範囲は，旅行者の滞在期間，人員等に応じて税関吏が判断しており，明文化された規定はない。一般的に，煙草2カートン，アルコール飲料1本程度が限度。シリ

ア人（アラブ人）の場合は，特にトランク，バッグ等をすべて開け徹底的に時間をかけて調べるが，それ以外の外国人については，それほど厳しくない。あくまでも人や時期（警備上）による。

また，ホテルによってはチェックイン時に荷物を再度警備関係者に検査させるところもある。出国時の税関検査は，航空会社のチェックイン・カウンターへ進む前に同様に行われる。カメラ，ヒゲソリ等の電池は抜き取られることがあるので，前もって別々に保管しておいたほうが無難。搭乗の前に，再度X線と手荷物の検査を受ける。行き先によっては，チェックインした荷物を確認されることもある。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国査証で滞在できる期間は，旅券の種類により異なる。現在，一般旅券と公用旅券は15日未満外交旅券は10日未満となっている。これらの期間以上の滞在を希望する場合は，前記の期間内に入国管理事務所（外交旅券の場合は外務省）に出頭して，滞在査証を取得しなければならない。違反すると不法滞在として処罰される。観光目的の場合，1カ月の滞在延長は，状況にもよるが，それほど難しくない。その他の滞在目的の場合は，身元引受人側の証明書（省庁，会社，学校等）を持参して申請することになる。また，滞在査証が付与された場合には，出国する際に出国査証（再入国する場合は同時に再入国査証）を取得する必要がある。

この手続きを忘れて，出国を許可されなかった日本人の例もあるので注意すること。いずれにせよ短期間の滞在でも，入国後日本大使館へ連絡するほうがよい。

〔就労許可〕

就労のためには，滞在査証を申請すると同時に，労働許可証の取得が必要。就労先の身元保証書（日本商社の駐在事務所等の受け入れ先），雇用契約書などを提出して許可を受けることとなるが，エイズ検査結果の証明書の提出も必要。

エイズ検査については，入国後保健省血液研究所に赴き，検査を受け証明書を発給してもらうこととなる。また，採血のための注射針は，被検査者ごとに新しいものが使用されているので，二次感染のおそれはないと思われるが，念のため確認したほうがよい。

●旅行制限

シリア国内で旅行許可を取得しなければならない地域は，イスラエルとの国境沿いのクネイトラ（ゴラン高原）である。軍情報部の出先機関（ミリタリー・アタッシェ・オフィス）へ午前中に届出をすれば，原則として同日の午後1時から許可証を交付してもらえる。届出に必要な事項は，氏名，職業，旅券番号（発行年月日）の人定事項と，クネイトラを訪問する日，および交通手段（車両番号等）。

そのほか，すべての軍事基地や，イルネ地区（ゴラン高原前線およびヘルモン山付近）は立ち入り禁止となっている。

●写真撮影の制限

軍，警備警察，大統領官邸および私邸等の軍事上の重要防護対象施設は撮影禁止。市内および住宅地区にもバース党，軍等の要人の施設が散在しており，施設付近に警備関係者がいる。カメラを没収されたり，フィルムを抜かれたり，場所あるいは時期（警備上）によっては，身柄を拘束され取り調べを受けることもあるので，写真撮影に際しては要注意。国境付近で写真を撮っていて警察に留置された日本人の例もある（1週間の留置）。航空機の機内放送で「空からの撮影は禁止されています」というアナウンスが流れることもある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類の密輸，所持，吸引は，厳しく取り締まられている。法律により逮捕，捜索，留

置され，罰金を併科されるなど，厳罰に処せられる。
医薬品も輸入禁止が原則であるが，旅行者の非常用医薬品程度の少量の持ち込みは許可されている。ただし，胃腸薬等にしても，粉末は麻薬類と外見上区別がしにくいため，無用のトラブルの元になるので錠剤のほうが無難である。

●不法就労
前述のとおり就労のためには，滞在査証を申請すると同時に労働許可証の取得が必要。もちろん，無許可による労働（商業活動を含めて）が発覚した場合には，強制退去処分になる。
市内のハミーディエ・スークの中央通路のあちこちで，いろいろな人間（人種，国籍）が小物（下着とか装飾品）を無許可で販売しているが，仲間が見張りに立っていて，取り締まりがあれば一斉にクモの子を散らしたように逃げて行くようすを見かけることがある。
新聞記者（TV　記者を含む）の取材目的のための許可は，約2カ月前に在外シリア大使館に申請する必要がある等，別に申請の手続きがあるので，そのつど外務本省あるいは，在外日本大使館に連絡をとり，協力を依頼すること。

●治安維持
シリアは，統一，民族，解放，社会主義を目標に掲げたアラブ社会主義体制の国家であり，イスラエルとの準戦時下体制にあるため，特に治安維持については厳しい監視体制がしかれており，治安当局および軍関係者が要所で警戒にあたっている。
特にホテル等においては，私服警官（ムハバラート）の監視の目が厳しいので，旅行者を含めて外国人がシリア人と接触する場合には，言動に十分注意しなければならない。新聞，雑誌等の刊行物は当局の検閲を受けている。集会およびデモは原則として禁止されているが，当局の事前の承認が得られれば可能（外国人にも適用）。旅行者で地図を見ながら大使館街をうろついていて，不審者（旅券不所持）として身柄を拘束（3日間）された例もある。

●その他特殊取締
日常生活上，電話や郵便物は当局の監視下にあり，盗聴，検閲されているとみなしたほうがよい。ダマスカス市内でもかつて，反体制分子による爆弾事件が発生したことがある。ダマスカスへの出入りの要所および主要な街道には，自動小銃を所持した警備要員の検問所が数多くあり，厳しくチェックされる。
パルミラ（2000年前の都市の遺跡のある観光地），ボスラ（ローマ時代の円形劇場の遺跡がある），クラクド・シェバリエ（11世紀に十字軍が建設した城がある）等へバス等で見学に行く場合にも途中に検問所があるので，必ず旅券を携帯して出かけること。宗教活動は厳禁。以前，日本人が街頭でビラ配りをしていて，懲役10年に処せられたこともある。国家元首（アサド大統領）はもちろんのこと，政府，党，軍の要人に対する不敬罪（言葉および行動）は逮捕，拘束，死刑を含む重罪に処せられる。
文化財（200年以前の考古品）の国外持ち出しおよび登録済みの考古品の輸出には，当局の許可が必要。また，未登録考古品の購入は6カ月以下の禁固刑，同密輸出については，2～3年の禁固および罰金の併科と厳しい処分になるので注意を要する。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
シリアは6000年の歴史をもつ伝統の国家で，国内には古い遺跡が多く，またシリア人は一般にプライドが高い。
イスラム国家であるが，民族，宗教も多様であり，宗教的な話は避けたほうがよい。一部のアラブ料理レストランでは禁酒であるが，ホテル内や他の大部分のレストランでは飲酒ができる。ただし，シャム・ホテル内の中華レストランを除き，豚肉の料理はない。外国人に対する服装の制限はない。若いシリア人男女にはヨーロッパ的な服装さえ目立つ。

なお，年輩のかぶりものをした女性にカメラを向けるのは当然控えるべきである。官庁（入管等）の執務時間は午前8時から午後2時。商店の開店は午前9時から午後2時，および午後5時から午後7時ぐらいとなっている。官庁および商店の大部分は，金曜が休みである。そのほか，ユダヤ教徒，キリスト教徒が経営する店は，それぞれ土曜，日曜が閉店となる。

安全のためのひとくちアドバイス

外出する際は，必ず旅券を携帯すること。職務質問を受けた場合あるいは検問時に必要である。

市内要所で自動小銃をもった軍および警備関係者が治安警備にあたっているので，多少理不尽な要求や言動があっても，素直に従うこと。何らかの理由で身柄を拘束された場合，外部への連絡は不可能。幸い，日本人の態度，言動に対する評価は良いので，この状態を維持していくためにも，シリアでのルールを守り，日本人としての良識ある行動をとることが望まれる。服装もいわゆるヒッピー風の服装は避けたほうがよい。ホテルでの盗難はまれであるが，パスポートをトランクごと盗まれた例もあるので，部屋の施錠（自動または手動を確認して）には十分注意が必要。

なお，交通マナーは劣悪で，シリア人の自動車の運転は一般に荒いので，自動車事故に遭わないよう注意すること。

また，何の表示もなく道路工事を行っていることがあるので，特に夜間，道路照明のないところを通行するときは，細心の注意が必要である。

健康上の留意事項

気温や四季は，日本とだいたい同じであるが，冬期を除き雨量が少なく，空気が乾燥しているので，鼻腔を冒されやすい。また，昼夜の気温差が大きいので，夜の冷え込みに留意しなければならない。夏期には昼間40度以上になることもある。

風土病的なものとして，秋から冬にかけてウイルス性肝炎の発生が多く見られるほか，アメーバ性赤痢，ランブリア条虫症などがある。

衛生事情はあまり良くなく，生鮮食品に寄生虫，肝炎ウイルスなど雑菌が付着していることが多いので，野菜，果物等はよく洗浄する必要がある。二流以下のレストランでは，口にしないほうが安全である。水道の水も，飲めば病気になるとは限らないが，シリア産のミネラル・ウォーター「ブケイン」が適当。特に，夏場はコーヒー，紅茶など熱の通った飲み物のほうがよい。果物は種類が多く，よく洗えば問題ない。　ダマスカスなど主要都市では，病院など医療施設は一応そろっているが，腕のよい医師は少なく，医療設備，医薬品も十分とはいえないので，欧米，日本の水準からはほど遠いようである。そのため大病の場合は，外国の病院で治療を受けるほうがよいといわれている。なお停電，断水が時々あるので，手術を受けたり入院する場合は，自家発電機を備えた病院がよい。また，最近外貨事情の悪化で，医薬品が不足している。

日本人開業医はいないが，在留日本人のために，年1回巡回医師団が日本から訪れる。

緊急時の連絡先

〈病院〉

シャーミー病院　Tel.718970
イタリア病院　Tel.338989
アサド記念病院　Tel.664785
フランス病院　Tel.440460
〈警察〉　Tel.93
〈火災〉　Tel.91
〈救急車〉　Tel.331441，443109

緊急時の言葉

(アラビア語)
「泥棒」＝ハラーミィー
「助けて」＝サアイドニイ
「火事だ」＝ハリーカ
「警察」＝シュルタ
「パトカー」＝サイヤーラ・シュルタ
「救急車」＝イスアーフ
「病院」＝ムスタシュファ
「警察を呼んでくれ」＝ナーディ・シュルタ
「救急車を呼んでくれ」＝ナーディ・イスアーフ
「病院に連れていってくれ」＝フズニー・リル・ムスタシュファ
「医者を呼んでくれ」＝ナーディ・ドクトール
シリアでは，英語などの外国語を話す層は限られているので，日常の用を足すために，ある程度のアラビア語の知識は不可欠である。

在外公館アドレス
●大使館
在シリア大使館
Embassy of Japan, No.18 Al Mihdi Bin Baraka Street, Damasucus, Syrian Arab Republic (B.P.3366)
Tel.3338273,3332553,3339781

KAN00010　シリア「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成5年１１月１日改訂
在シリア日本国大使館

１　はじめに

シリアは、統一、解放、社会主義を目標に掲げたアラブ社会主義体制の国家であり、イスラエルとの準戦時下体制にあることから、治安・情報機関の厳しい監視、警戒網が国内に張り巡らされており、これが効果的に抑止力として働いていること、また、アサド大統領による長期安定政権のした、外交、内政ともにきわめて安定した状態にあること、加えて回教国という宗教的な犯罪抑制効果もあって、アラブ諸国の中にあっては治安の良い国であると言えます。また、相対的に対日感情は良く、これまで国内において日本人が、殺人、傷害、強姦等の身体的凶悪犯罪の被害者になった例はありません。

しかし、最近における自由経済の浸透、諸外国からの人の流入、物価の上昇、失業率の増大等により、今後犯罪が増加することも懸念されるところであり、他方、わが国における国際化の進展、経済大国としての国際的地位の向上等により、今後は『金持ち日本人』をターゲットにした財産犯、凶悪犯等の各種犯罪が増加することが、十分予想されるところであります。

本手引は、シリアに在留される邦人の皆様が安全に生活するための一助として活用していただけるようにとの願いをこめて作成したものであり、今後ともさらに改善、充実を図ってまいりたいと考えておりますところ、皆様の生活体験に基づく御意見等お気付きの点がありましたら、大使館領事担当まで御連絡いただければ幸甚です。

２　海外における邦人にかかわる事件・事故

（１）平成４年度世界統計からの考察

平成４年度（平成３年４月～５年３月）に海外の各国日本国大使館で取り扱った邦人関係の事件・事故は、

９，０３７件、１０，４６８人（うち、加害：２０５件、２７４人）

で、前年度に引き続き減少傾向にあります。

しかし、犯罪に巻き込まれて殺害された邦人数は依然として多く、特に本年度の上半期は、既に２３人の方々が亡くなられています。

事件・事故の約８割は、『強盗・窃盗等の被害』及び『遺失』で占められており、空港やホテル等における置き引きやひったくりのほか、最近では、睡眠薬強盗、偽警官、泥棒、ケチャップ泥棒といった巧妙な手口のものも増えてきています。

また、海外において最も注意すべき事故は『自動車事故』であり、平成４年度中には４３人の人が交通事故で亡くなられ、２９９人の人が負傷されています。とりわけ、中近東諸国だけを見ると、平成４年度中に発生した邦人にかかる事故のすべてが自動車事故となっています。

事件・事故件数の推移

年度	平成２年	平成３年	平成４年
総件数	10,252	9,688	9,037
（内　容）			
強盗・窃盗			
その他の財産犯	6，226	5，690	5，369
遺失			

(旅券、財布等)	1，955	1，940	1，850
その他（災害、疾病、所在調査等）	2，071	2，058	1，818
死亡者数（内犯罪被害）	326(17)	307(28)	334(24)
負傷者数	248	290	368
海外渡航者数	10,997,431	10,633,777	11,790,699

ppp

（2）シリアにおける邦人にかかわる事件・事故の取り扱い状況（大使館取扱い分）

	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年10月現在
身柄拘束事案	2件※	一件	一件	一件
強盗被害	一件	一件	1件	一件
窃盗被害	3件	2件	4件	一件
交通事故	一件	一件	一件	1件
急病人保護	2件	一件	1件	1件
その他	一件	一件	1件	一件
合　計	7件	2件	7件	2件

※『密輸容疑』及び『深夜徘徊』

3　シリア国内の犯罪情勢

シリア国内の犯罪情勢については、シリア統計局発行の１９９２年度版「シリア犯罪統計」から考察することができます。

しかし、残念なことに同犯罪統計には各犯罪ごとの検挙件数、検挙人員が明確にされておらず、犯罪者数と発生件数その情勢を考察せざるを得ません。

同犯罪統計から抽出した

・犯罪者総数……図1（割愛）
・罪種別犯罪発生状況……表1
・地域別犯罪発生状況……表2

はそれぞれ次の通りです。

表1　罪種別犯罪発生状況

年	1986	1987	1988	1989	1990
(犯　罪)					
殺人・殺人未遂	394	433	425	456	433
傷害致死	4	5	3	5	1
傷　害	15	20	8	5	7
誘　拐	49	36	13	10	6
強姦・猥せつ	107	77	103	92	109
強　盗	3310	3002	3035	3068	2095
放　火	87	82	44	26	48
増収賄	28	26	37	51	28
横　領	14	11	3	10	5
文書偽造	52	33	89	63	50

通貨偽造	34	23	32	67	69
その他	20	11	35	39	28
小 計	4114	3759	3827	3892	2879
(軽微犯罪)					
窃 盗	3714	2956	2974	2929	2269
過失致死	1458	1390	1320	1378	1395
過失傷害	4906	2229	2537	2875	3223
失 火	549	449	432	681	642
その他	29739	13135	13881	14692	13319
小 計	40366	20159	20964	22555	20848
合 計	44480	23918	24791	26447	23727

表２　地域別犯罪発生状況

(単位：件)

年別／罪種別	１９９０年		１９８９年		１９８８年	
地域別	犯　罪	軽微犯罪	犯　罪	軽微犯罪	犯　罪	軽微犯罪
ダマスカス市内	1624	13674	1271	3298	1382	4629
ダマスカス	421	3292	585	2695	606	2474
アレッポ	397	5531	508	3036	561	3237
ホムス	232	2633	96	859	105	898
ハ　マ	224	1468	210	1342	276	1563
ラタキア	261	3242	298	1779	257	1883
デリゾール	95	2542	96	1607	49	1349
イドラブ	268	2416	167	1420	119	845
アル・ハサケ	119	1510	98	806	60	759
アル・ラッカ	115	2139	120	1609	104	1344
アル・スウェイダ	53	386	57	331	21	261
ダーラ	121	402	62	321	59	429
タルツゥース	176	1028	178	958	208	1171
クネイトラ	8	103	13	98	20	122
合　計	4114	40366	3759	20159	3827	20964

これらの表からうかがえる、シリアにおける犯罪の特徴的傾向は次のとおりです。

（1）犯罪者総数は、１９８４年の約１９万人をピークに減少傾向にあり、ここ３年間はピーク時の１／３の数万人に減少しています。

犯罪者総数に占める外国人犯罪者の割合は、１％にも満たない数です。

（2）罪種別では、強盗、窃盗の発生件数が多く、当国では最も警戒すべき犯罪といえます。

その他凶悪犯罪はほぼ横這いで、欧米や日本に比べるとその発生件数はきわめて少ないと言えますが、「誘拐」が増加傾向にあり、注意を要します。

１９９０年は、「犯罪」「軽微犯罪」とも前年を大幅に上回る発生件数を示していますが、これは湾岸危機の発生に伴う一時的な増加であると推察されます。

殺人、傷害、強姦等の対人凶悪犯罪については、『目には目を、歯には歯を』という当地の気質から、被害申告を行わずに、報復という形で新たな犯罪が繰り返し敢行されるこ

とが多いため、潜在的なこれらの犯罪件数は、かなりの数に及ぶものと思われます。
なお、当地では、殺人、強盗等の凶悪犯罪が発生した場合でも、報道抑制が敷かれているために、犯罪抑制効果を狙った見せしめ的な犯罪者の公開処刑やその報道が行われることがあります。

（3）地域別では、ダマスカス市内及びその周辺で全体の約4割を占めていますが、居住人口との割合で比較するとその発生率は低く、治安機関が集中していることによる抑止効果の現れであると思われます。
シリア第2の都市アレッポは、１９８６年には全体の約6割の犯罪発生件数を占めていましたが、年々減少し、現在では全体の約1割強にすぎません。
表2で明らかなように、いずれの都市においてもそれなりの犯罪の発生があることを肝に命じておく必要があると言えます。

なお、シリア国内の警察等、治安機関としては、内務省に属する通常の『治安警察』、『交通警察』のほか、各国の在外公館の警戒警備に当たっている『大使館警察』の3種類があります。
通常の治安警察は、日本と同様、各地域毎に警察署が設置されており、一般犯罪の取締りに当たっているほか、私服で警戒、情報収集の特殊任務に当たっている秘密警察（ムハバラート）があります。
交通警察は、治安警察とは別に組織されており、主に交通監視、交通事故の処理等を行っています。

４．過去発生した主名邦人被害事例
～どこに問題点があったのでしょうか

<強　盗>
１９９２年初めの午後１１時頃、暑さをしのぐために玄関ドアを開けていたラタキア居住のＡさん宅に“我々は秘密警察の者で、あなたの知人の一人に窃盗容疑があって捜査をしている。”との口実で男３人がやってきて室内に侵入，Ａさんを油断させた隙に暴行を加え、ビデオデッキ、腕時計等時価１０万円相当の品々を強奪するとともに、犯人の手を噛むなど激しく抵抗したＡさんに顔面打撲及び裂傷、歯の欠損等全治２週間の傷害を負わせて逃走した。

<窃　盗>
（1）旅行者であるＡさんは、デリゾールにあるホテルに宿泊中、たまたま隣室に泊まっていた自称モロッコ人と親しくなり、Ａさんの部屋で一緒にラジカセを聴いたり雑談をしていたが、勧められるままにパック入りのオレンジジュース（中に、睡眠薬が入っていたと思われる）を飲んだところ、強烈な睡魔に襲われ、昏睡した隙に多額の現金やカメラを盗まれた。

（2）１９９１年１１月末の午後９時頃、ダマスカス市内に居住するＡさん家族が外出した隙に、４階建ビルの２階のＡさん宅に、道路側ベランダまたは隣接ビルをつたって賊が侵入、全室内をくまなく物色したあげく、多額の現金やラジオ、また、冷蔵庫の中に入れていた和菓子まで盗んでいった（幸い犯人が捕まり、被害品の大半は戻ってきた）。

（3）旅行者であるＡさんは、乗り合いタクシーでアンマンからダマスカスに向かう途中、ふと眠り込んでしまった隙に何者かに持っていったカバンを開けられ、中に入れていたカメラ等を盗まれた。

<身柄拘束>
（1）１９９０年５月、当地在留の長いＡさん他１名は、ダマスカスの西方約４２Kmにあ

るマダヤのヤミ物資（カーペット）を購入、帰宅途中ザバダニ税関の一斉検問に遭遇して、身柄を約6時間拘束された。

（2）１９９０年６月、パーティの後２カ所のホテルではしご酒をして、深夜午前２時過ぎに帰宅途中だったＡさんほか２名は、私服警官等の厳しい職務質問を受け、反抗的な態度で抵抗したら、後ろ手錠をかけられた上、身柄を拘束された。

<交通事故>
１９９３年８月、たまたまダマスカス市内のスークで知り合った旅行者のＡさんとＢさんは、一緒にレンタカーを借りて国内を観光することを計画、日の暮れた午後９時頃、暗い夜道を時速１００Kmのスピードでデリゾールに向かっていたところ、橋げたが掛け替え工事であることに気づかずそのまま突っ込み、高さ約１０mの橋の上から地面に落下、車は大破したものの、幸いにして九死に一生を得た。

５　防犯対策
（１）基本的心構え
(1) セルフディフェンス
当地在留邦人の安全確保は、第一義的にはシリア政府がその責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとることはもちろんのことですが、事件・事故の処理は、捜査活動を含めて当国の主権の下に当国政府の責任で処理されることになります。
したがいまして、常日頃から皆様方御自身が自らの安全対策に関する十分な問題意識を持って生活されることがきわめて肝要であり、自らそして家族の生命、身体、財産を守るために、当地在留に伴う相応の自助努力が当然のこととして求められているということを忘れてはなりません。
日本人はとかく海外での安全意識の欠如が指摘されますが、海外での安全確保の基本は、

◎警戒を怠らない
◎行動を予知されない
◎目立たない

の３原則を遵守することにあると一般的に言われております。

(2) シリア人（シリア社会）との相互理解
まず、当地の歴史・文化、風俗・習慣を敬意をもってわきまえ、国民気質ないし地域感情を正しく理解することが必要です。
特に、民族と自らに対する強い誇りを持って中東情勢の鍵を握っている当国にあっては、政治的、民族的、宗教的な話題は極力避けるべきでしょう。
他方、当国において日本ないし日本人を正しく理解してもらうこともまた重要なことであり、在留邦人の皆様一人一人が、日本の良き広報マンとの自覚のもとに、常に良識ある外国人として行動し、シリア人と良好な関係を不断に保持することが何よりも大切であると思われます。

(3) 安全に関する情報収集
安全のための情報収集は、海外では欠かすことのできないトラブル防止策です。平素から新聞、テレビ、ラジオ等を活用することはもちろんのことですが、報道統制がしかれ、事件・事故の発生が報道されない場合が多い当国にあっては、シリア人、在留邦人、在留外国人を問わず、自分の周囲の人々との良好な関係を保持し、それらの人々の話を聞いて、その中から正確な情報を見きわめていく努力が、とても大切だといえましょう。
一般に犯罪は常習的に行われ、その犯人は、意識的あるいは無意識のうちに同じ手口を繰り返すものであると言われています。したがって、犯罪を見聞きしたときは、他人事だ

と軽視せず、同じようなことが身近でも起こり得るのだという警戒心を持ち、自分の場合、どのようにすればそれを防げるのかということを、機会あるごとに検討する努力こそ、ひいては我が身を助ける最大の防御策につながるのではないでしょうか。

（2）具体的留意事項

（1）街頭における防犯対策　～外出時の注意～

・多額の現金、貴重品は持ち歩かない

日本人が立ち入りを控えるべき犯罪多発地域は、現在のところ特に把握しておりませんが、ダマスカス市内のハミディーヤ・スーク（市場街）、シャムホテル周辺、また、アレッポ市内であればアレッポ大学周辺など、観光客が多数集まる場所では、スリ、置引き、かっぱらい等の盗難被害にかかりやすいので、現金や貴重品の携行は必要最小限とすべきす。

また、当地ほど治安機関の厳しい監視の目が光っている中であえて犯行を敢行しようとするような連中は、原則として何らかの凶器を携行していると見るべきです。したがって、不幸にして狙われたときは、無用な抵抗・反撃をせず、犯人の目的物を素直に差し出したほうが被害を拡大せずにすむでしょう。

このことを念頭におき、取られてもよい物しか持ち歩かないことが賢明でだと言えるでしょう。

・目立つ服装をしない

概してシリアの人々は派手な服装をしていますが、それにつられてはいけません。一見して金のありそうな目立つ服装は、群衆の中で犯罪のターゲットになる最大の要因です。

特に、女性がショートパンツなど肌を多く露出するような刺激的な服装は厳に慎むべきことは言うまでもありません。

・深夜の外出は極力慎む

犯罪・事故に巻き込まれる確率が高いだけでなく、ムハバラートの目が光っています。

過去に、深夜シャムホテルの周辺を歩いていてムハバラートの厳しい職務質問に合い、メガネを壊される等の被害にあったという事例があります。飲酒は法律上違法ではないものの、回教国で生活する以上、酔っ払いの天国と言われる日本との違いを十分に認識する必要があります。

また、シリアの多くの道路（特に、郊外）は照明設備が不十分であるため、運転するドライバーにとって歩行者の姿はきわめて見にくい状況です。

やむを得ず深夜に外出する必要のあるときは、多少遠回りになっても、明るくて人通りの多い通りを選びましょう。

・言葉巧みに近づく者に、気を許さない

空港やホテル周辺、観光地など、観光客が多数集まる場所ではスリや置引きといった単純な窃盗犯だけでなく、複数の現地人が英語を使って言葉宅巧みに近づき、旅行案内と称して同行し、油断させた隙に持ち物を強盗まがいにひったくって逃走する、あるいは親切を装って近づき、親しくなったところで睡眠薬入りのジュースを飲ませて眠らせた隙に金品を奪い取るといった巧妙な手口の犯罪が世界的に流行しています。

親切に話しかけてくる者すべてが犯罪者とはいえませんが、相応の注意を払って身構える必要はあるでしょう。

また、観光客が集まる場所では、ヤミ換金、売春、麻薬等の勧誘が、昼夜問わず行われるので、絶対に相手にしないことが大切です。

・身分を明らかにできるものを、肌身離さず携行する

まさかのときに、人となりを明らかにし、自らを救ってくれるものは、身分証明書なり、旅券です。

これらの命の次に大切とも言える貴重品をカバン等に入れてうっかり置き忘れることのないよう、常に肌身離さず携行することが大切です。

(2)家屋の防犯対策　～侵入盗、強盗等の被害にあわないために～

・新しく住居を定めるときは、侵入されやすい地下、1階は避けるほうがよいでしょう。

・玄関ドアに複数の施錠をするとともに、ドアに覗き窓やチェーン錠を取り付け、来訪者を十分確認出来ない場合は、ドアを全開にしないことが大切です。

・住所を特定することが可能な手帳等と一緒に家の鍵を紛失したり、元の使用人等が合鍵を所持していると思われるときは即刻鍵を取り替えるべきです。

(過去に、紛失したその日に侵入された事例もあります。)

・特に酷暑期は夜間でもつい窓を解放しがちですが、就寝前には必ず点検をし、進入経路になる可能性のある窓には、必ず鍵をかけておくことが大切です。

・家屋の周囲に足場となるような物はありませんか？

自分が空き巣に入るとしたら、どこから入るかということを今一度考えてみましょう。

・夜間、家の周囲の照明は侵入者の家屋への接近を心理的に困難にします。照明は、外を明るく中を暗くするのが防犯の基本と言えます。

自動車についても極力街頭に近い明るい場所に駐車しましょう。

・可能な限り、寝室に施錠設備を設けておけば、有事の際の避難室として活用することができます。

・帰国あるいは引っ越しに伴う家具や電化製品の取り付け、売却等に際しては、女性一人だけで応対することなく、家族、友人または隣人の立ち会いを求め、かつ、必要最小限の作業員しか屋内に入れないようにしましょう。

過去、取り付け工事で訪問した現地人に女性一人で応対したため、家屋内で強制わいせつ未遂が発生したケースもあったようですので、十分注意をするひつようがあります。

・当地では、使用人を雇用する場合がありますが使用人の雇用に先だっては、身元調査を徹底し、かつ、雇用後は不用意に貴重品を放置するなどによって、出来心を誘発しないように気をつける必要があります。

6　犯罪者とならないために

シリアで生活をする上で、シリアであるがゆえに特に注意しなければならない法律違反としては、次のようなものがあります。

(1) ヤミ換金、ヤミ物資の購入

電化製品、ウィスキー等の輸入制限政策や外貨不足から、当地にはヤミ換金、ヤミ物資を取り扱う、いわゆる「ブラックマーケット」が多く存在しています。

この種法律違反は、シリアの法律の中でも重罪、厳罰であり、ブラックマーケットの首謀者が懲役１５年に処せられた過去の例がありますし、つい最近でも、某国大使館現地職員が、ビール、コピー機械等をレバノンから持ち込もうとして国境で捕まり、懲役１０年の刑を言い渡されています。

ヤミ換金等んには、絶対に手を出してはいけません。

(2) 不敬罪

国家元首はもちろんのこと、政府、党、軍の要人に対する不敬罪（言葉、行動等）は、逮捕、拘束、死刑を含む重罪に処せられます。

誤解を受けることのないよう十分注意するとともに、政治的話題は極力避けるべきです。

（3）不用意な写真撮影
国家元首はもちろんのこと、政府、党、軍の要人の私邸などの軍事上、警備上の重要防護対象施設は絶対に写真撮影してはいけません。
カメラ、フィルム等をを没収されたり、場所あるいは時期によっては身柄を拘束されて取り調べを受けることになります。
国境付近で写真を撮っていて、警察に留置された邦人の例もありますので、写真を撮るときは、問題がないかどうかを十分確認してから撮る必要があります。

（4）考古学等文化財の国外持ち出し
２００年以上の考古品等、文化財の国外持出し及び登録済みの考古品の輸出には、当局の許可が必要です。
未登録考古品の購入は６カ月以下の禁固刑、同密輸出については、２～３年の禁固及び罰金の併科と厳しい刑罰に処せられますので、十分注意してください。

（5）街頭におけるビラ配布等
過去、邦人が街頭でビラ配りをしていて検挙された例があります。等宗教活動としてのビラ配布を含め、切行のビラ配布は認められませんので注意する必要があります。

7　その他特筆すべき留意事項
（1）治安情報機関とのトラブル防止の留意事項
当国は、イスラエルとの準戦時下体制にあるため、治安情報機関及び軍関係者が旅行者等を監視しており、過去、邦人旅行者の言動が誤解されて身柄を拘束されるなど治安機関等とのトラブルも少なくありません。
この種トラブルを防止するためには、以下の点に留意する必要があります。

(1) 外出する際は、必ず身分証明書等身分を明らかにできる物を携行する必要があります。
(2) 要所で自動小銃を持った軍及び警備関係者が治安警備に当たっていますが、彼等から多少理不尽な要求や言動があっても極力逆らわず、素直に従うこと。
(3) 一旦、何等かの理由で身柄を拘束された場合、外部への連絡は不可能となるので、最悪の事態にならないようシリアでのルールを遵守し、日本人としての良識のある行動をとること。

（2）自動車運転時の留意事項
道路照明の不足、不明確な車線・停止線・横断歩道・路上駐車の横行等、道路設備環境が劣悪であることに加えて、サイドミラーのない車が平気で走っていたり、信号無視、車線無視、急な割り込み等々、ドライバーの運転マナーも劣悪であるなど、当地の道路交通事情は、きわめて悪いと言えます。
したがって、運転に際しては「スピード」と「車間距離」に十分注意し、前記事情を常に念頭において、特に慎重な運転を心がける必要があります。
とりわけ夜間は、道路照明の不足に加えて、何の標識もなく道路工事をしていることがよくありますので、スピードには最新の注意が必要といえます。
また、少なくとも市内を離れて長距離ドライブする際には、シートベルトの着用を励行すべきでしょう。

（3）交通事故発生時の留意事項
不幸にして交通事故の加害者となった場合、当地においても日本における運転手の措置義務と同様、事故現場における負傷者の救護、警察官への事故発生報告等、所要の措置をとるべきことが義務づけられていますが、当地の風習等から、特にその措置については臨機応変な対応が必要です。

過去、アレッポ郊外において、瀕死の重傷を負わせる人身事故を起こした加害者（シリア人）が、「目には目を、歯には歯を」というアラブ気質から、現場にきた被害者の家族等に報復されるという事件も発生しています。

したがって、特に郊外で重大な人身事故を起こしたような場合は、多数の現地人が集まってくる前に負傷者を病院へ搬送する措置をとり、すみやかに現場を離れることが大切です。負傷者を病院へ搬送した後、直ちに警察官への事故発生の報告を行い、状況によっては、報復されないように警察官に身辺の保護を要請する必要があります。

KAN00010　トルコ【安全の基礎】
トルコ共和国
Republic of Turkey
〈注〉　1994年1月15日現在，トルコの南東部には注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項
●査証
入国査証には，就労，公用，外交，観光，研究，就学査証がある。日本とトルコは査証免除取極があるので，観光等を目的とする3カ月以内の滞在については，査証は不要である。就労，就学，興業（含スポーツ）および3カ月を超えて滞在する場合は査証が必要。
就労，就学を目的とする査証は，在外トルコ大使館または領事館に申請書，写真2枚を旅券に添付のうえ申請するが，滞在期間は内務省の許可しだいとなる。研究を目的とする場合は，研究許可のほかに査証が必要で，手続きは同じ。90日を超えてトルコ国内に滞在する場合には，内務省警察外人課に赴き，居住許可を申請・取得しなければならない。
在留延長を希望する場合は，イスタンブルでは同県警外人課に，アンカラでは内務省警察外人課に申請し，問題がなければ6カ月～2年の延長が認められる。
入国後の滞在資格の変更は，就労の場合，雇用者が総理府，国家計画庁（外国資本局）に申請して，被雇用者である日本人のために許可を得る。

●出入国審査
最近，日本人にかかわる入国拒否の事例はないが，テロリスト等の危険人物，持ち込み禁止品所持者等は，逮捕または入国を拒否される。
また出国時，3カ月を超えて滞在した人は，居住許可書の提示を求められる。
不法出国をしようとして発見され，裁判に付されたために，裁判終了まで約2カ月間を要し，帰国が大幅に遅れた事例がある。

●外貨申告
根拠となる法令はないので申告の必要はない。
外貨事情はあまりよくないので，トルコ貨への換金は最小限度にしたほうがよい。再び外貨に換金する際には，換金証を持って換金した銀行（一般にこの方法がスムーズ）または出国手続後，空港内銀行に行き手数料を支払う。大都市での買物には，外貨やトラベラーズ・チェックおよびクレジット・カードが使える。

●通関
一般旅行者は，身の回り品以外に500ドイツマルク（約3万円）相当までの品物が免税通関できる。それ以上のものについては旅券に記録され，持ち出しが義務づけられる。入国の際，テレビ，テレビカメラ，ラジオカセット等の電気製品類，車，骨董品等は必ず申告しなければならない。また，銃器・火薬類，麻薬・覚醒剤，ポルノビデオ・雑誌等わいせつ物は持ち込み禁止。
骨董品類，遺跡等に関係する品物，芸術・美術品，時代物のじゅうたんは持ち出し禁止。これらを持ち出す場合は，イスラム美術館（じゅうたん），アヤソフィアナ博物館（イコン等），トプカプ宮殿博物館（その他）の審査を受け，輸出許可を受けなければならない。不法持ち出しをした場合は，厳しい処罰規定がある。
長期滞在者の携行荷物（入国の際，旅券に記録）の持ち出しについても，厳しくチェックされる。

滞在時の留意事項
●滞在届
就学・就労・研究等を目的として入国した場合または3カ月を超えて滞在する場合は，居住許可（ikamet）が必要。イスタンブル県警外人課または内務省警察外人課へ，旅券に

申請書と写真を添えて申請する。滞在許可付与条件の主なものは，トルコ国内法に従うことである。これを取得しないで滞在した場合は，罰金が科される。

●旅行制限
特にないが，軍事施設は立ち入り禁止。なお，アララット山に登山する場合は，事前に内務省（警察）の許可を受けなければならない。

●写真撮影の制限
軍・警備関係施設は撮影禁止。発見されるとスパイと間違われ，逮捕・拘留されることもあるので特に注意が必要。また，要人の滞在するホテル施設等の周辺で，警護担当官が撮影を禁止する場合もあるので要注意。
博物館については館長の許可が必要。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
最近，麻薬が増加傾向にあるため厳しい取り締まりが実施されている。特に，国境，市内，ハイウエー等では，警察による摘発・取り締まりのためのコントロールがしばしば行われている。
鎮痛剤などの医薬品で，それらの成分を含有するものを所持する場合には，嫌疑を避けるため，医師の診断書・使用許可証等を所持しておくことが望ましい。

●不法就労
取り締まりは厳しい。密告により，逮捕されるケースもある。
発覚した場合は，雇用者，被雇用者ともに裁判所へ訴えられ，1カ月以上1年以下の懲役に処せられる。
就労査証，居住許可を取得していれば問題はない。

●治安維持
政治関係出版物・活動，政治犯に対する取り締まりは厳しい。特に，テロ活動の取り締まりは厳重で，過去に禁止された宗教団体のメンバーと接触した日本人留学生が，当局から監視されたケースがある。

●その他特殊取締
「文化財および自然保護法」という法律があり，特に骨董品の国外持ち出しについては，5年～10年の懲役，10万～30万トルコ・リラの罰金という厳しい罰則を設けている。
この法律は，過去に多くの文化財等の骨董品が国外に持ち出されたため作られたもの。たとえ善意・無過失でも逮捕されるので，旅行者は，一般の土産店でも骨董品らしきものの購入には注意が必要。また，トルコ共和国建国の父，ケマル・アタチュルクに対する批判，悪口は3カ月～1年の懲役となっているので注意を要する。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
国民性は，尚武の民として誇り高く情熱的。アジアの東に日本，西にトルコという気負いがあるほど親日的で，また外観に似ず東洋的でもある。
イスラム教国の中では最も近代化が進んだ国であるが，国民のほとんどがイスラム教徒なので，イスラム教批判や宗教論議は行わないこと。
食事・服装については，問題はない。飲酒も自由ではあるが，泥酔・酩酊し他人に迷惑をかけると罰則があるので要注意。

安全のためのひとくちアドバイス
治安状況は特に悪くはないが，現在，シリア，イラン，イラク国境沿いの10県が地方非

常体制下にあるため，南東部地域への旅行者は注意が必要。1991年以降現在までに，31名の外国人旅行者がゲリラに誘拐されており，また，日本人登山隊が襲われたこともある。また，単独の旅行者で盗難にあうケースもあり，特にイスタンブルでは日本人旅行者が睡眠薬を盛られ，所持品一切を盗まれるという事件が多発しているほか，ニセ警官による現金抜き取り事件等が発生している。

したがって，親切に近寄ってくる外国人には警戒心を怠らないこと。また，大都市の交通事情は悪く，事故も多いので，レンタカーを借りて運転する場合は特に注意が必要。

健康上の留意事項

風土病は特にないが，夏期（5～10月）東部を中心にしばしば食中毒等が発生しており，その期間中の旅行者は注意が必要。

そのほか，肝炎，空気汚染による呼吸器系の疾患もある。また，都市によっては野犬や野猫が多く，咬傷による狂犬病の危険性もあるので注意を要する。

これらに対する予防上の留意事項は次のとおり。

・水は市販されているプラスチック容器または瓶入りのミネラル水で，口の開いていないものを飲むこと。その他の水は煮沸が必要。
・生野菜，特にレタス類はホテルや高級レストラン以外では食べないほうがよい。
・氷は使われている水が不明なので避けたほうがよい。
・道路上で売っているもの，屋外に出ているものは食べないように。

緊急時の連絡先

〈警察〉　Tel.155
〈救急車〉　Tel.112
〈火災〉　Tel.110

●イスタンブル

〈観光警察課〉　Tel.5274503
〈病院〉
インターナショナル病院　Tel.6633000
アメリカ病院　Tel.2314051
ドイツ病院　Tel.2517100

緊急時の言葉

「泥棒」＝フルフズ
「人殺し」＝カーティル
「爆弾」＝ボムバ
「交通事故」＝トラフィク・カザース
「ひき逃げ」＝カザー・ヤプテュ・カチュトゥ
「捕まえて」＝ヤカラユン
「警察」＝ポリス
「警察を呼んでくれ」＝ポリス・チャールン
「助けて」＝イムダット
「救急車」＝アンブュランス
「病院はどこですか」＝ハスターネ・ネレデ
「消防署」＝イトファイエ
「火事」＝ヤングン
「日本大使館」＝ジャポンヤ・ブユックエルチリーイ
「日本総領事館」＝ジャポンヤ・バシュコンソロスルーウ
「日本大使館に連絡して下さい」＝ジャポンヤ・ブユックエルチリーネ・ハベル・ヴェリン

在外公館アドレス

●大使館

在トルコ大使館

Embassy of Japan, Resit Galip Caddesi 81, Gaziosmanpasa, Ankara, Turkey
(P.O.Box P.K.31—Kavaklidere)
Tel.446—0500～3

●総領事館

在イスタンブル総領事館

Consulate—General of Japan, Inonu Caddesi No.24,
Taksim, Istanbul, Turkey
Tel.251—76—05～8

KAN00010　トルコ「防犯の手引き」
防犯の手引

平成４年１０月

在トルコ日本国大使館

目次

はじめに
１　トルコ国内の治安状況
(1)　概況
(2)　犯罪発生状況等
２　交通事故の現況と留意事項
(1)　現況
(2)　留意事項
３　被害及びトラブルの事例と留意事項
(1)　睡眠薬強盗
(2)　空巣
(3)　置引き
４　滞在時の留意事項
(1)　滞在届
(2)　通関
(3)　旅行制限
(4)　写真撮影の禁止
(5)　身分証明書等の携帯
(6)　各種取締法規に対する留意事項
○　麻薬
○　治安維持
○　その他の特殊取締
(7)　健康上の留意事項
５　緊急時の連絡先
６　緊急時のトルコ語一口アドバイス
おわりに

はじめに

本手引は、トルコ国内における邦人旅行者及び長期滞在者のための防犯及びトラブル防止対策として一般犯罪、交通事故及び滞在時の留意事項を中心にまとめたものです。

この種の事件・事故等トラブル対策に完ぺきを期すことは大変に難しく、最終的には各人の自衛心と注意力に頼る以外にないのが実情ですが、本手引きが邦人の皆様の当国内における安全・トラブル防止の一助となれば幸甚です。

１　トルコ国内の治安状況

（1）概況

現在、トルコ国内の治安状況は特に悪いということはありません。しかし、シリア、イラン及びイラクの国境沿いを中心としたいわゆる南東アナトリア地方で反政府ゲリラによ

るテロ事件が頻発しています。特に、昨年夏には、外国人旅行者がゲリラに誘拐されるという事件が発生しており、南東部への旅行は厳に慎む方が良いと思われます。

（2）犯罪発生状況等

当国においては、諸外国と比べ、外国人や旅行者を狙った置引き、引ったくり、すり、車上狙いなどの犯罪は比較的少なく、治安は決して悪くないと言って差し支えないでしょう。これは当国民の民族性及び宗教の影響が大きいものと思われますが、旅行者等に対する犯罪がそれほど多くないからといって油断は禁物です。現実に被害にあった邦人もいますし、どこにでもたちの悪い輩はいるのですから警戒心を解いてはなりません。

2　交通事故の現況と留意事項

（1）現況

当国においても、交通事故件数、死傷者数は、毎年相当な数に上り、大きな社会問題の一つとなっています。

ここ数年の事故件数は年間12万～13万件、負傷者 8.5万～9万名、死者8千～1万名となっています。

また交通事故統計によれば、

○　事故発生率は、郊外より市街地が多い。

○　死亡者は、市街地より郊外が多い。

○　負傷者は、郊外より市街地が多い。

というのが特徴で、これは、速度を出しやすい郊外において死亡事故が多発しており、また市街地においては事故の発生率が高く、死亡に至らない程度の事故が多いことを示しています。

トルコの交通事情は、道路は全般的に舗装率も良く幹線道路は整備されていますが、ガードレール等はほとんどなく、注意・警戒標識も極めて少ないのが現状です。また、整備不良の車も少なくなく事故の原因となっていますので注意が必要です。

（2）留意事項

過去において、イスタンブール市内で道路横断中の邦人旅行者が車にはねられて死亡するという事故が発生しています。自家用車やレンタカーの運転者や歩行者として事故の加害者、被害者とならないために次の事項に注意して下さい。また、万が一事故が発生したら直ちに警察に届け出るとともに、大使館等に連絡して下さい。

(1)　スピードの出しすぎは禁物。常に余裕を持って運転しよう。

(2)　郊外での無理な追い越し、スピードの出し過ぎは死亡事故の原因となります。見通しのきかない丘の頂上付近は特に危険なので注意すること。

(3)　市内の道路は、工事等で道路状態が悪い上渋滞もひどく、また、歩行者の飛び出しや強引な割込み、信号無視等が多いので、運転者自身が徹底した防衛運転に努めること。

(4)　ほとんどの車が、方向指示器をつけずに右左折するので、他の車が速度を落したら気をつけること。

(5)　当国においては、止まるだろう、避けるだろうという見込運転は極めて危険である。どんな状況にも対処できる運転を心掛けること。

(6)　郊外では、道路上に羊、牛、犬等が急に飛びだすことが多いので注意すること。

(7)　当地は車優先である。運転者に歩行者を保護しようという気持は全くないことを肝に銘じること。また、家族、特に子供さんに対する安全教育を徹底すること。

(8)　シートベルトを必ず着用すること。

3　被害及びトラブルの事例と留意事項

当地アンカラにおける事例は少ないのですが、この種事案の再発防止のため、留意事項を含めて皆様の参考に供したいと思います。

（1）睡眠薬強盗

○事案の概要

イスタンブル、イズミール等の観光地を中心に多発しているこの事件の手口は、一人ま

たは複数の犯人（外国人）が、ホテル内や観光中に近寄ってきて英語で親しげに話しかけるなど親切な外国人を装い、被害者が気を許したところで、睡眠薬の入ったジュース、ビール、アイスクリーム等の飲食物を提供し、被害者が眠っている隙に金品を奪取し逃走するというものである。最近では、カッパドキア地方でも、邦人旅行者を狙った睡眠薬強盗事件が発生している。

○　教訓

この犯罪は、トルコ人は日本人に好意的であるという邦人の先入観、安心感をうまく利用したものといえる。幸いに犯人グループは逮捕され、最近ではこの種の犯罪は影を潜めているが、事件の再発防止のために次の事項に注意し、常に警戒心を持ちつづけることが大切である。

(1)　観光地、ホテル、寝台列車等において、特別な理由もなく馴れ馴れしく近寄ってくるトルコ人やその他の外国人に気を許してはならない。更に、飲食物等を提供された場合は、特に注意しなければならない。ただし、相手が善意か悪意かの判別はほとんど不可能であり、全くの善意の場合もありうるので、その善意を損なわないように丁寧に断るなどの気配りも必要と思われる。

(2)　ホテル、ペンション等での見知らぬ外国人との相部屋は避けること。また、知りあった外国人の部屋を訪れたり、自分の部屋に入れたりすることも避けること。

（2）空巣

○　事案の概要

(1)　アンカラ在住の邦人夫婦が外出から帰宅すると、入口ドアーの錠の部分にドライバー様の物でこじ開けようとした形跡があり、直ちに警察に届出た。幸い、当日二つの鍵をしていたため、犯人は二つ目の錠を開けきれず、逃走したものと思われる。しかし、同階のトルコ人宅からは金品が盗まれており、危機一髪のところであった。

(2)　アンカラ在住の邦人が国外へ旅行中、賊がベランダのガラスを破り侵入し、全ての電化製品を盗まれた。これは数年前の邦人被害の事件であるが、この他にも外国人被害の同種事件が発生している。おそらく犯人はトラック等を横付けし、引っ越しを装って盗んだものと思われるが、大胆不敵な犯行といえる。

○　教訓

(1)　夜間や長期間留守にするときは、屋内の電灯やラジオをつけたままにしておくなど「留守」を悟られないよう工夫する。

(2)　平素から、近隣の人々と良好な関係を保ち、旅行等で長期にわたって留守にする場合は防犯に注意を払ってもらう。

(3)　郵便受けに新聞等がたまっていると狙われやすいので、近隣の人に抜いてもらう。

(4)　施錠を完全にし、厚いカーテンをは閉めない方が良い。

（3）置引き

○　事案の概要

邦人旅行者が一人でバス旅行中、リュックサックをバスのバッゲッジ・ルームに入れ、目的地に着いたところ、バッゲッジ・ルームのリュックサックがなくなっていた。幸い、リュックの中は衣類のみで現金、旅券等の貴重品は無事であった。

○　教訓

できるだけ荷物は車内に持ち込み、手元に置いておくこと。

4　滞在時の留意事項

当国に滞在または旅行される場合は、トラブル防止のため次の事項に注意して下さい。

（1）滞在届

就学、就労、研究等の目的で入国した場合や3ヵ月を越えて滞在する場合は、居住許可（Ikamet）が必要である。内務省警察外国人課または県警察外国人課へ旅券に申請書及び写真を添えて申請する。滞在許可の条件の主なものはトルコ国内法に従うことであるが、これを取得しないで滞在した場合は罰金が科せられる。

（2）通関

入国の際持ち込んだテレビ、ビデオカメラ、ラジカセ等の電器製品及び車、自転車等は旅券に記録され出国時の持ち出しが義務付けられる。旅券に記録されたものを持ち出さない場合は、罰金を支払わなければ出国できないので注意が必要である。旅券に記録されたものを盗まれた場合は、警察の盗難証明書を発行してもらい出国のとき提示すること。

過去に、邦人旅行者が旅券に記録され持ち込んだ自転車を他の旅行者に譲ったため問題となり、税関に罰金を支払ってやっと出国できたという例がある。

また、骨董品、手製のじゅうたん等を持ち込む際申告しておかなければ当国の法律により持ち出せなくなることがあるので注意が必要である。（後記「文化財及び自然保護法」参照）

銃器、火薬類、麻薬、覚醒剤、ポルノビデオ・わいせつな雑誌等は持ち込み禁止である。長期滞在者の携行荷物（入国の際旅券に記録）の持ち出しについても厳しくチェックされる。

（3）旅行制限

特にないが、アララット山に登山する場合は内務省（警察）の許可を受けなければならない。また、軍事関連施設は立入禁止である。

（4）写真撮影の禁止

軍・警備関係施設は撮影禁止である。発見されるとスパイと間違われ、直ちに逮捕拘留されるので注意が必要である。また、博物館内の写真撮影には館長の許可が必要である。

（5）身分証明書等の携帯

当国内において無用のトラブルを防止するため身分証明書、旅券等は常時携帯すること。

（6）各種取締法規に対する留意事項

○　麻薬

最近、麻薬事犯が増加傾向にあるため国境、ハイウェイ等で警察による厳しい取締が実施されている。鎮痛剤等の医薬品でそれらの成分を含有するものを所持する場合には、医師の診断書、使用許可証等を携行しておくことが望ましい。

○　治安維持

違法な政治活動や政治関係出版物等に対する取締は厳しい。特にテロ関連活動に対する取締は厳重で、その対策の一環として外国人学生の行動は厳しく監視されている。過去に、違法な宗教団体のメンバーと接触した日本人留学生が、当局から監視されたケースがある。

○　その他の特殊取締

「文化財及び自然保護法」という法律があり、特に骨董品の国外持ち出しについては5年以上10年以下の懲役、執行猶予なしという厳しい罰則を設けている。この法律は、過去多くの文化財等の骨董品が国外へ持ち出されたため制定されたもので、たとえ善意無過失でも国外へ持ち出すこと自体が罪となり処罰されるので、旅行者は、一般の土産店でも骨董品らしきものの購入には注意が必要である。

また、芸術・美術品、手製じゅうたん等を持ち出す場合は、美術館、博物館等の審査を受け、輸出許可を受けなければならないこともある。

（7）健康上の留意事項

当国に特別な風土病はないが、夏季（5月～9月）と東部を中心にパラチフス、アメーバ性赤痢、サルモネラ菌等による食中毒等がしばしば発生しており、旅行者には注意が必要である。これらに対する予防上の留意事項は次のとおり。

○　食事はできるだけ高級（清潔）なレストランを選ぶこと。

○　飲料水には市販されているプラスチック容器またはびん入りのミネラル・ウォーターを利用すること。その他の水は煮沸が必要。

○　生野菜等のサラダ類は自分で洗ったもの以外は避けた方が良い。また、果物はよく洗った後に皮をむいて食べると万全である。

○　氷は使われている水が不明なので避けた方が良い。

○　路上で売っているもの、屋外に出ているものは食べないこと。

○　この種の病気は高熱と激しい下痢を伴うので早めに病院にかかること。通常、一週間位で完治する。

5　緊急時の連絡先

◎ 警　察 …… 055
◎ 救急車 …… 077
◎ 火　災 …… 000
◎ 在トルコ日本大使館 …… 446 05 00
　執務時間：　月曜～金曜　　446 05 01
　自午前9時　～　至午後5時30分　　446 05 02
　　446 05 03

6　緊急時のトルコ語―ロアドバイス

＊「泥棒！」 …… hirsiz！　(ﾌﾙｽｽﾞ)
＊「捕まえて！」 …… yakalayin！　(ﾔｶﾗﾕﾝ)
＊「人殺し！」 …… katil！　(ｶｰﾃｨﾙ)
＊「助けて！」 …… imdat！　(ｲﾑﾀﾞｯﾄ)
＊「交通事故！」 …… trafik kazasi！　(ﾄﾗﾌｨｯｸ ｶｻﾞｰｽ)
＊「ひき逃げ！」 …… kaza yapti kacti！　(ｶｻﾞｰ ﾔﾌﾟﾄｩ ｶﾁｭﾄｩ)
＊「爆弾！」 …… bomba！　(ﾎﾞﾝﾊﾞ)
＊「警察」 …… polis　(ﾎﾟﾘｽ)
＊「警察を呼んでくれ！」 … polis caGirin！　(ﾎﾟﾘｽ ﾁｬｰﾙﾝ)
＊「救急車」 …… ambulans　(ｱﾑﾋﾞｭﾗﾝｽ)
＊「病院はどこですか？」 … Hastane nerede？　(ﾊｽﾀｰﾈ ﾈﾚﾃﾞ)
＊「消防署」 …… itfaiya　(ｲﾄﾌｧｰｲｴ)
＊「火事！」 …… yangin!　(ﾔﾝｸﾞﾝ)
＊「日本大使館」 …… Japonya BuyukelciliGi　(ｼﾞｬﾎﾟﾝﾔ ﾋﾞｭｰﾕｯｸｴﾙﾁﾘｨ)
＊「日本総領事館」 …… Japonya BaUkonsolosluGu　(ｼﾞｬﾎﾟﾝﾔ ﾊﾞｼｭｺﾝｿﾛｽﾙｰｳｰ)
＊「日本大使館に連絡してほしい」 … Japonya BuyukelciliGine haber verin.
　(ｼﾞｬﾎﾟﾝﾔ ﾋﾞｭｰﾕｯｸｴﾙﾁﾘｲﾈ ﾊﾍﾞｰﾙ ﾍﾞｪﾘﾝ)

おわりに

本手引は事件・事故及びトラブル防止のため、当国における邦人被害の事例等を皆様のご参考に取り上げましたが、この種の事案はいつどこで貴方の身にふりかかってくるかわかりません。

現在、当国の治安情勢は比較的安定しているため、気持ちのどこかに「私は大丈夫」といった安心感（油断？）はありませんか。本手引きを読まれたことを機に、皆様が日常の生活や旅先での「安全」について認識を新たにして頂ければ幸いに存じます。比較的対日感情のよいトルコではあっても「外国で生活をしているのだ」という気持を忘れず、防犯意識を常に持ち続けいて頂きたいと存じます。

万が一皆様が事件、事故、トラブル等に巻き込まれた際には、どんな小さなことでも遠慮なく大使館（総領事館）へご連絡下さい。

KAN00010 ●アンカラ「防犯の手引き」

防犯の手引

第Ⅱ部

（テロ対策編）
昭和62年４月
在トルコ日本国大使館
目次
頁
１．はじめに
２．誘拐防止対策
（1）誘拐防止の基本事項
イ．誘拐とは
ロ．犯人達の誘拐実行までの行動
ハ．誘拐防止のための原則
（2）誘拐防止の具体的方法
イ．外出に際しての注意
ロ．事務所及び自宅の安全対策
ハ．自動車で走行中の緊急対策
（3）誘拐されたときの心得
３．爆弾対策
（1）爆破予告事件対策
イ．平素の措置
ロ．予告の信ぴょう性の判断
ハ．避難及び捜索
（2）爆弾物容疑物件発見時の措置
イ．平素の措置
ロ．爆弾物容疑物件発見時の措置
４．襲撃占拠された場合の措置
（1）平素の心構え
（2）人質になった場合の心構え
（3）人質になった場合の対処
５．緊急連絡先
６．おわりに

１．はじめに
　世界各地に発生しているテロは、ここ数年間激増し、その地域は西欧、中近東を中心に世界各地に拡大し、その対象も多様化しております。その中にあって、外国に在留する邦人にとっては、いつもテロの危険にさらされているといっても過言ではありません。
　当国においても、過去多くのテロ事件が発生しており、最近では
85年７月　在アンカラ・ジョルダン一等書記官殺害事件（犯人検挙）
86年４月　在アンカラ米軍将校クラブ爆破未遂事件（犯人検挙）
86年９月　イスタンブール・ユダヤ教会襲撃事件（犯人自爆）
が発生しております。幸い日本に対するテロ行動は、当国においては発生しておりませんが、今後の情勢如何によってはどのように変わるか予想できない状況であります。また、昨年５月の東京サミットのおり、リビアの名をあげた非難に日本が加わったため、なんらかの形で日本にテロ行動が波及する可能性が出てきております。

テロは、いつ、どこで、どのような形態で発生するか予見することは非常に困難であり、完璧なテロ対策は存在しません。しかし同時に完璧なるテロ・オペレーションもまた存在しないのです。完璧でなくともその対策は不可欠であり、また備えによろしきを得れば、ある程度予防することができると申しても過言ではありません。その内容は、テロに対する日常時の心構えを実践し、いかに早くテロの兆候を捉えて予防措置を講ずるかと、もし不幸にして発生した場合、いかに被害を最小限にくい止めるかということであります。

在留邦人の安全確保は、所在国政府が第一義的責任を負っているとはいえ、在留邦人としても、常日頃適確な関連情報の入手に努めるとともに、然るべき防犯体制を講じておくことは自己防衛の措置として当然であり、防犯対策を整えて、テロ等犯罪の発生の防止を図るとともに、さらに、緊急事態発生時の対応策を整えておく必要があります。古来の名言を想起して下さい。即ち、「治にあって乱を思う。乱を思わば備えあり。備えあれば憂いなし。」です。

本手引は、在留邦人のためのテロ対策として、主に誘拐防止対策、爆弾対策及び襲撃占拠された場合の措置並びにそれぞれの心構え等をまとめたものであり、十分ではないところもあると思いますが、在留邦人の皆様の安全を祈りつつ参考に供したいと思います。

2．誘拐防止対策

（1）誘拐防止の基本的事項

イ．誘拐とは

誘拐は次の三種類に分類できる。

（イ）テロリストによる政治目的のもの

これは強い信念に基づいて、自らの危険を顧みず実行するので、最も危険性が高い。一般に老練かつ有能なメンバーによって計画、実行が指導されることが多く、ちみつな計画による大胆な行動が、特徴である。

（ロ）プロの犯罪者による営利目的のもの

マフィアや暴力団の資金稼ぎとして最近増えている。比較的実行が容易であり、かつ経済効果が大きいため暴力団等にとっては魅力のあるもののひとつである。

（ハ）狂言誘拐

ロ．犯人達の誘拐実行までの行動

テロリスト達の作戦行動様式は、今日では世界共通でほぼ同一の手順を踏んでおり、突発的な作戦は極めて危険であるため、きちっとした計画をたてたうえで実行している。その犯人達の行動パターンを知って行動することは、自己防衛上極めて重要なことである。

（イ）計画準備

a　彼等が誘拐、暗殺を行う場合、その対象者の行動の観察（ある時刻にどこにいるか）から始める。この調査は何日も、何週間も、場合によっては数か月もの間行われる。

b　犯人たちが、対象者を選定する場合は通常10名位の候補者リストを作成し、その1人1人について次のような監視を行う。

（a）対象者の生活、行動の調査、観察

（b）住民、職場付近地域の徹底的な調査

（c）家族（妻、子供、その他）の行動の特徴

（d）女中、運転手等の行動及び防御手段の有無

（ロ）計画立案

（イ）の調査に基づき、犯人たちは対象者を選定し計画を立てる。そしてその計画が正しいかを確かめるため更に（イ）の調査を続行する。

（ハ）リハーサル

計画ができあがっても、直ぐには実行には移さず、綿密なリハーサルが行われ、犯人各自がだれの指示を受けなくても、計画どおり反射的に行動できるまで続けられる。

ハ．誘拐防止のための原則

テロリストからの攻撃にたいして完全な防御策などありえないが、テログループが作戦

を開始するためには、ちみつな観察調査といろいろな諸準備及び詳細な計画が必要であり、また相当の投資も必要でこの面からも失敗は許されないし、その上万一露見すれば、彼等の生命がなくなるので、彼等自身はより慎重にならざるを得ない。従って彼等は、対象候補者に計画実行の困難な事情が存在すると、他の対象候補者に標的を移さざるを得なくなる。

我々は心構え一つで常に難しい標的になり得るチャンスをもっており、テロリスト達が計画の段階で困難さを感じ、我々を諦めるようにし向けなければならない。

（イ）行動の不規則性

テロリストの作戦計画の第一歩は、誘拐候補者の一人一人について監視することから始まり、その候補者の行動が不規則で時間的所在が正確につかめない場合、不可能とされリストから抹消される。テロリスト側は常により安易な標的を求めており、困難な標的は除外される。従って、我々は自分の行動を知られてはならないのであり、時間、経路をかえ同じ時間に同じ道を通らないようにし、規則的な行動は避けるべきである。過去の誘拐事例の対象者は、全て規則的に行動していることが計画書等に正確明瞭に記入してあった。

（ロ）身分、行動、スケジュールの秘匿

a　特に旅行するような場合、切符の手配、ホテルの予約等だれがするのかが問題であり、自分でするか、スケジュールを知らせてよい人物に依頼することである。

b　可能な限り自分の行動は他人に秘匿しておく。

c　出迎えも避け、タクシーを利用する。ホテルのチェックインも可能な限り記入しないように心掛ける。

d　ネクタイをきちっと締めたビジネスマンスタイルの旅行は危険である。旅行は規則的、習慣的にならないように心掛け、ビジネスマンの服装は避ける。

e　可能な限り不特定多数の人に顔をさらさない。（顔を知られない）

f　会社の車を利用する場合でも、車に乗ってから自分の行先を運転手に告げ、経路も交通量の多い方を選ぶ。

（ハ）尾行、監視の発見

専門的な作戦の場合は、３人一組などの複数になって尾行、監視が行われることが多く、尾行の有無は自分の直ぐ後と、その後、自分の横側の人の動きを見ればわかる。だれかが尾行していると思ったら、あいての特徴、特に歩き方に注意すべきである。また、自宅、事務所から外出する際には、窓から外部の状況を観察するなど、十分に注意を払うべきである。

（ニ）安全避難場所の設定

自宅やホテルから事務所までの経路について、どこに何があり、どこまで行けば安全な場所があるかを十分知っておかねばならない。何事もなく通行している場合であっても、怪しいと思ったら安全な場所（警察、軍施設、大きなホテル、病院、大使館、公邸、政府機関）に行くことである。

（ホ）異常現象に対する注意

常に警戒心と注意心を持ち、怪しいと思ったら何かをしなければならない。警戒や注意は本人が払うしかないのである。門を出るときは、周囲を見渡し、平常と変わった現象がないかを注意する。日頃無いところに車が駐車していないか、道路工事、電話工事にも十分気をつける。宝くじの売人、靴磨き、人夫等でも怪しいと思ったら質問することである。何でもない人間であれば翌日は来ないだろうし、監視人であれば翌日は遠くはなれたところにいるであろう。警戒心が強いのをテロリストに認識させれば、それだけ彼等に対する危険が高いことを悟らせることになり、リストから外されることにもなろう。

（ヘ）自分で状況を支配

タクシーに乗る場合、横から来て乗車を勧める車は避け、白タクも避け、公認タクシーにだけ乗るようにする。タクシーの方から求めてくる車に乗るのではなく、こちらが選択して乗るべきである。ポーターもこちらが選ぶべきであり、あいての求めに応ずるべきではない。我々は状況に支配されるのではなく、状況を支配すべきである。

（2）誘拐防止の具体的方法

イ．外出に際しての注意

（イ）自宅、事務所から出る前

ブラインド、カーテンの隙間から外部の様子を観察し、一見何でもないが平素と違う事柄に注意する習慣を身につける。

a　道路工事、電話工事、人が中にいる車両、誰かを待っている様子の人物等の位置を確認する。

b　遠近を問わず駐車中のトラック、マイクロバス、ピックアップの乗用車などあらゆる車に気をつける。たとえ人が見えなくても隠れていて、車の中からこちらの行動を監視しているかも知れない。

（ロ）道路上

a　自分で運転をしているときは勿論のこと、運転手付きであっても車の中で書類を読んだりせず、自分でも周囲の状況に注意する習慣をつけること。

b　常に前車との間に、車一台分の距離を置くようにする。もしトラブルが有っても脱出しやすくなる。

c　走行は常に最も早い安全スピードを保ち、道路はできるだけ中央寄りを確保する。

d　車の窓は必ず閉める。止むを得ない場合は少しだけ開け、ドアーは必ずロックする。

e　裏通りはできるだけ避け、交通量の多い道路を選び危険な地域に入らない。

f　最も標的になりやすいのは路上の一時停車であり、できるだけ信号等が少なく、渋滞もない路線の選択が望ましい。

g　常に後部の観察を怠らず、他者からの見張りに敏感になること。

h　事務所、自宅に入るとき直接入らずに一旦その周囲、一画を一回りし、翌日にはこれを止めてUターンして引き返したりして尾行点検を実施すること。

（ハ）外出時間、経路の変更

出勤、帰宅、外出が規則正しい時間で行われることは、犯人に絶好の材料を与えることになる。思い切った時間の変更も必要である。道順もできるだけ変更する。

（ニ）車の変更

時々車を変える。またいつも乗っている車に誰か似た人に乗ってもらい、いつもの時間にいつものルートを通ってみる。この時この車を追尾し、他の尾行車がないかを確かめる。これは定期的に行なう必要がある。

（ホ）行動の秘匿

行動は徹底的に秘密にする。先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にする。また行動予定を立てず、衝動的に行動する。

（ヘ）駐車の際の注意

a　駐車する場合は、できるだけ見えやすい場所を選定し、エンジンをかけたまま注意深く周囲を観察し、総じて安全であれば車に施錠をして車から降りる。どんなに短時間でも必ずロックする。

b　夜間の路上駐車は避ける。

c　車両に乗車する際は、車を検査し、車中、車の下、前後に不審物件がないかどうかを確認して乗車する。もし、不審物件が発見されたときは、自らの手で触れることなく当局に届け出る。ブレーキの作動状況の確認も忘れない。

ロ．事務所及び自宅の安全対策

日頃から、発生が予想される事案に基づいて、適確な行動が取れるよう職員や家族で話し合っておくことが大切である。また、事案によっては、当国人宅に避難する方が安全な場合もあるので、隣家等と親密な人間関係を作っておくことも必要である。

（イ）玄関、出入口

a　然るべき安全設備を施す。

b　扉の鎖は必ず掛けておき、来客、物売りや御用聞きなどの訪問者の応対は直ぐドアーを開けず、覗き窓から相手を確認して、チェーンごしに話を行い、未知の者を家に入れない。

c　鍵は事務所にあっては邦人、自宅にあっては家族の者だけが持ち、使用人には渡さない。
d　インタビュー等の際を含め、不必要に自分、自宅、事務所等の写真を撮らせない。
e　犯人は予めセールスマン、道路工夫、公共労働者、露店の売子等を装い、目標とするものについて事前調査を行うことが多いので、不審な場合は警察に通報する。
（ロ）緊急時の連絡
家族、使用人が緊急連絡先（警察、会社、友人宅、大使館）の電話番号を覚えておくか、電話の側に掲示しておく。
（ハ）必要書類保管場所の明確化
事案発生に備え、必要書類（旅券、保険関係書類、所在国及び在日の連絡先リスト等）や医療関係記録（病歴、血液型、常用薬、持病、歯科医の記録等）を整理して家族等にわかるようにしておく。
（ニ）電話
a　電話がかかってきたときは、相手が誰であるか確認した後に話しだす。
b　犯人は、誘拐対象者の声、あるいは所在確認の為電話する場合がある。そのような場合は、相手の意図を挫く意味でも電話を切るべきである。
c　電話番号及び自宅の住所は、あまり人に知られないように心掛ける。
（ホ）運転手及び家庭使用人に対する教育
a　運転手
（a）運転中でも、停駐車中でも、常に周囲の状況の監視を怠らず、あらゆる現象から誘拐が行われそうであることを早めに察知するよう教育し、万一事件に直面した場合、敏速な対応行動がとれるよう訓練する。
（b）運転手は絶対的に信頼する上司とは、事に当って運命を共にする気構えがなければならず、危急の瞬間にもその持ち場を離れず、上司と一緒に犯罪に立ち向かう勇気を持ち合わせている人物であることが望ましい。
（c）運転手には、ハンドルという武器を持っていることを忘れず、危険な状況下にあっても沈着に運転し、困難を切り抜け得るよう教育しなければならない。
b　家庭使用人
（a）使用人に対しては、日頃から防犯意識の高揚を図り、訪問者の接待要領、電話の受理要領について、教育しておく必要がある。
（b）自分の親族であっても主人の名前、職業、住所、家族構成など言わせないようにする。
（c）ドアーの近くに箱、包物など不審な物が置いてあったり、発送人不明の郵便物、小包が届いたときは、直ちに主人に報告させる。
（d）家の回りに不審な男がうろついているときや、見慣れぬ車が長時間止まっていたり、しばしば止まっている時、また近くで工事を始めたり、準備をしたりしているときも報告させる。
（e）出入口の扉は内外を問わず、完全に閉めておく習慣をつけさせる。
ハ．自動車で走行中の緊急対策
我々にとって、道路走行中が、最も危険なときである。場所は無限にあり、誰をどこで誘拐するか我々には全く不明であり、我々としては常に注意し、準備して犯人に思いとどまらすことが重要であり、同時に、危険に遭遇したときこれを事前に見抜き、回避しなければならない。走行中の対策は、運転者の判断行動が特に重要な鍵を握るので、よく指導し、訓練しておく必要がある。
（イ）監視のための尾行車
普通の場合、監視のための尾行は一台の車で後方からついて来ることが多い。車には二人ぐらいが乗り、標的の行方、経路を調査したり、ガレージや住居の場所を確認したりする。このような場合、次のような対策をとる。
a　一度経路を外して、尾行車を先行させ再び経路に戻る。
b　赤信号を利用して進路を変え、尾行車を振り切るなどの努力をする。

c　行先を変更して近くの安全地域に向かう。
（ロ）攻撃のための尾行車
普通２台の車でそれぞれに二人以上が乗り込み、スピードを上げて後方至近に接近してくる。彼等の狙いは誘拐、暗殺である。この場合は、警笛等を鳴らすなどして直ちに誰かに知らせ、最大速度で近くの安全地域に進行する。また、前を走る車が特段の理由なく突然減速し、停車するような場合はこれらにつられて停車することなく、急ぎ追い抜くか、引き返す。
（ハ）誘拐のための待ち伏せ
普通２台の車で前方を閉鎖するか、前、後方からはさみ撃ちする形になる。このような場合には、車を動かし続けることが極めて重要である。停車すれば襲撃してくるので、閉ざされた経路を回避する方途を見つけることである。道路の中央を横切ったり、歩道に乗り上げたり、要は、絶対停車せず全力でその場から遠ざかり、安全地帯へ逃げ込むことである。もし一撃が必要なら外から回り込み、閉鎖している車に衝突させる。その衝撃でこちらの車が止まることはまずない。また後退したり、Ｕターンして現場から脱出する方法もある。
（ニ）強硬突破の方法
a　行く手を障害物でブロックされた場合
止むを得ずこれらを突破する場合、ローギヤでアクセルを踏み込み、障害物を排除して走りつづける。
b　２台の車にて進路を閉鎖された場合
この場合は停車、後退はせず、相手に向かって行くべきである。減速せず、むしろ急加速をして右または左側の障害車のどちらかに自己の車を衝突させる。この衝突によって相手側に脅威を与えると共に、相手の車を除去せねばならず、その為真正面より斜めにあたるのが有効である。このとき重要なことは、逃げ道を確実に作ることであり、ブロックしている車を確実に除けるスピードまで加速し、衝突時には方向を失わないように、ハンドルをしっかりと握っておく。衝突を恐れるのが一般であるが、意識して衝突するときは車の中は案外安全なものである。ブロックされている場所まで、距離がある場合には、急停車、後退、またはＵターンして逃げることを考える。またその際、ブロックしている車のどちらか側に歩道がある場合には、これに乗り上げて活路を確保すべきである。
c　２台の車に追跡され追い付かれた場合
まず初めに、逃げるように見せかけて直ちに加速するが、その直後急ブレーキをかける。追突を避けるために左右にハンドルを切る。またＵターンして追跡車を追い越させる。追跡車は驚きそのまま行ってしまう可能性がある。
d　拳銃等の武器を持っている者に追跡された場合
（a）最も効果的な方法の一つは、急ブレーキをかけ相手側に追突させることである。当方はトランクを損傷するが相手側の車は操舵部及びモーター部を損傷するため、衝突後の逃げ切りには有利である。但し、追突時におけるむち打ち症防止のため、後頭部を座席の背もたれに密着させておく。
（b）追跡され平行に並んだときが、停止を命じてくる瞬間であるが、それを無視し、直ちに接触または衝突するぐらい左右に急ハンドルを切り急ブレーキをかける。これは相手側を動転させ、同時に物的、肉体的損害を与ええる可能性がある。この急ブレーキ、急ハンドル、接触、衝突の音は、多数の人の注意を引き、多くの証人を作ることも意図している。相手側は、大衆の目を考慮して実行を中止する可能性がある。衝突に当っては、相手の車を転倒させることまで考慮しておく。
e　前方または斜めより発泡された場合
左右に急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行う。これは発泡のチャンスを与えないため、発泡者に度々その姿勢を変えさせるためである。最も効果的な方法は、相手側の車に直接衝突することである。
f　相手側の車を破壊、損傷させるための車の扱い方
（省略）

（3）誘拐されたときの心得

イ．一般的に行って逃走のチャンスは無いと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の最善のチャンスがある場合以外には逃走を計らない。僅かな成功のチャンスしか無いときに、大胆な行動をとることは、興奮した熟練された犯人達によって殺される可能性がある。

ロ．連行されるときはできるだけ落ち着き、移動時間、方向、速度、距離を記憶し道標、臭い、声、音を含むすべての下界の動きに注意すると共に、犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意し、釈放後、警察の犯人逮捕に協力する。

ハ．犯人達の誘拐後の取扱いは野蛮でかつ粗略なものであり、また牢獄は通常暗く、狭く、汚いもので、眠り、洗い、体を動かす為の設備は粗末なものである。

犠牲者は捕らわれている間肉体的、精神的苦痛を受けるが、退廃を避けるために自己を大事にして、尊厳を失わないように努力するとともに、出された食物を全部食べ、独房の中ではあるが一定の体操を規則的に繰返すことによって精神及び肉体の健康保持に努めること。

ニ．捕らえられて孤独な状況におかれても、家族、関係者、所在地国当局、わが国官民など多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、生還を信じ、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着に心掛け、情勢を有利に導くように努力する。

ホ．犯人は、一見合理的な人柄に見えても決してノーマルな行動をすると考えてはならない。

ヘ．犯人の指示にはできるだけ従い、挑発したり、刺激しないようにし、特に肉体的争いは絶対しない。

ト．犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがある。

チ．犠牲者は家族や、関係者のとる措置について犯人達と議論してはならない。

リ．家族、友人、会社のことはできるだけ話さない。

3．爆弾対策

（1）爆破予告事件対策

イ．平素の措置

（イ）電話交換手等に対する教育

予告電話を直接受けるのは、通常この事案について予備知識のない人達であるため、これらの人々に次の事項を徹底させておくことが、予告の信ぴょう性の判断、有効な対策の選択、事案の早期解決のため極めて重要である。

a　爆破予告電話は、必ず録音せよ。

b　犯人と通話中に同僚にメモを渡すなどして警察に通報するとともに、責任者に連絡せよ。

c　犯人の声の特徴を聞きとれ。

d　通話を中断させるな。

e　少しでも多くの情報を聞きだせ。

f　犯人の背後の音声を聞きとれ。

g　脅迫者の要求事項は、必ず間違って復唱せよ。そして、できるだけ通話を引き延ばせ。

h　電話を受けている者は、自分では何もわからないからと説明し、常に取次の形で応答せよ。

（ロ）避難訓練の実施

避難計画は、最も有効かつ安全な避難経路を確定し、かつこれを周知させるためのものである。避難に当って最も重要なことは、いかにしてパニック状態の発生を防ぐかということであり、これには、平素から避難訓練を反復実施して退避行動を習性化し、一種の“なれ”の状態にしておくのが有効である。

（ハ）責任者の責務

責任者は、平素から次の諸点を確認しておく必要がある。

a　避難計画は立てられているか。周知させられているか。それに基づいて訓練を行い、その都度欠点が修正されているか。
b　避難の態様（全員か一部か、屋外か屋内か）に応じたシグナルが定められているか。
c　避難経路が明確に示されているか。
d　避難指揮のための補助者が指定されているか。
e　安全な避難先が確認されているか。
ロ．予告の信ぴょう性の判断
　爆破予告事件における「予告の信ぴょう性の判断」は極めて重要であり、また、極めて困難である。判断の方法及び基準としては、次のようなものが考えられるが、いずれの場合も、過早な判断は厳禁である。
（イ）脅迫者に次のような細かい具体的な質問をなげかけ、答えの明確度、答え方などからの判断
a　「その爆弾は、いつ爆発するのですか？」
b　「爆弾はどこにあるのですか？」
c　「その爆弾はどんな形ですか？」
d　「その爆弾をどういう方法で爆発させるのですか？」
e　「何故爆弾を仕掛けたのですか？」
f　「貴方は何という名前ですか？」
g　「どこから電話しているのですか？」
（ロ）脅迫の内容からの判断
　脅迫の内容は次のように大別され、順を追って信ぴょう性が高くなる。
a　具体的な内容を持たない予告または脅迫
b　確定的な時間的、場所的指定のない脅迫
c　場所的指定を伴う脅迫
d　確定的な時間的、場所的指定のある脅迫
（ハ）被害者その他関係者の感触からの判断
　被害者その他関係者が電話を通じて得た感触は、信ぴょう性の判断に重要ではあるが、決定的なものとしてみなしてはならない。
以上、予告の信ぴょう性の判断のため必要なことをまとめると次のとおり。
a　電話受理者が犯人との通話から、多くの情報を引き出すための知識と能力を持っていること。
b　予告、脅迫の内容分析
c　脅迫者像の推定
d　被害者その他関係者の得た感触
e　爆破予告対象（主に施設）からの判断
ハ．避難及び捜索
（イ）避難
a　施設責任者の避難方法の選択
（a）全員退避か、部分退避か。
（b）建物外への退避か、建物内への退避か
b　施設責任者による退避時の指導事項
（a）全ての私物（ハンドバック、カバン等）を室内へ残さないこと。（捜索に当り、爆発物の発見を容易にするため。）
（b）書棚、キャビネット、机の引出し、扉などには鍵をかけないこと。
（c）避難の前に、平素職場にない物、あるいは、平素からあったかどうか確認できないものの有無を見直し、あれば速報すること。
（d）全ての電気器具のスイッチを切ること。
（e）全ての窓、ドアーは開けたままにしておくこと。
（ロ）捜索
a　種類

（a）予め指定された職員による全施設あるいは施設の一部に対する内密の捜索
（b）同上の公然捜索
（c）警察による公然捜索
（a）、（b）の捜索、即ち職員による捜索、確認は職員の退避が行われている間に行われ、それに続く警察による捜索に対して多くの情報をもたらす効果がある。しかし、それは原則ではなく、危険が切迫しているときは、直ちに全員を屋外に退避させ、早急に警察部隊を投入すべきであるが、（a）、（b）のような関係者と警察の連携プレーが爆弾物の発見をより確実にかつ安全にするのである。
b　捜索の手順
（a）建物の外周
（b）建物の入口
（c）建物内の公開部分（ホール、フロアー、トイレ等）
（d）階段、エレベーター
（e）清掃器具置場等物置
（f）地下室
（g）電気、水道、暖房器具等設置場所
（h）内部各室
c　捜索の方法
まず視覚によって、
（a）腰の高さまでの全ての物件
（b）目の高さまでの全ての物件
（c）目の高さ以上の壁、天井
（d）床面
の順に行い、次に同じ順でここの物件の検査が行われる。
d　捜索上の留意点
（a）じゅうたんを踏まない。
（b）カーテンを動かさない。
（C）時計、画など壁にかかったものを動かさない。
これらの物は、それを動かすことによって、起爆装置が作動するようにセットされている可能性がある。

（2）爆破物容疑物件発見時の措置
イ．平素の措置
（イ）日頃から自宅、事務所内および周辺の整理整頓を行い、不審物件等の有無について、注意しておくことが大切である。
（ロ）おかしいと思われる、物件、郵便物、小包等があるときは特に取扱に注意し、持ち主、発送人に問合せるなど不審点の解明に努め、不審物と判断されるときは、以下の爆発物容疑物件発見時の措置として取り扱うこと。
（＊不審な郵便物）
○　宛名や住所の誤記または誤字のあるもの。
○　差出人の住所が記載されてないもの。
○　差出人が未知の人であるもの。
○　普通の郵便物に比べ、重量に違和感のあるもの。
ロ．爆発物容疑物件発見時の措置
○　速やかに警察に通報せよ。
○　勇敢ぶるな。物の損害は補えるが、命は補えない。
○　容疑物件が小さくても軽視するな。指サックやライター大の爆弾で人を殺すこともできる。
○　容疑物件は、一つだけと思うな。
プロは、陽動作戦として、わかりやすいところに一個仕掛け、他の爆弾から注意をそら

そうとする。
○　容疑物件に触るな、つかむな。
○　容疑物件を開けるな。
○　容疑物件は爆弾とは限らない。放火装置であることも考えられる。消化器を準備せよ。
○　速やかに容疑物件から遠ざかれ。容疑物件を遠ざけようとするな。
○　煙草を吸うな。
○　外装によって判断するな。
○　容疑物件の上に物を置くな。
○　容疑物件を揺さぶるな。投げるな。曲げるな。
○　水の中に入れるな。
○　紐やテープを切るな。
○　複数の容疑物件を一ヶ所に置くな。
○　熱や炎を近づけるな。
○　爆発物の取扱でミスを犯すと、それが自分の人生における最後のミスになると思え。

4．襲撃占拠された場合の措置

（1）平素の心構え

イ．犯人たちは、犯行計画のため必ず、施設等の下調べを実施するので、平素から事務所及び周辺の不審者、不審車両の発見、並びに関連情報の入手に努め、大使館及び他商社との連絡を密にしておくこと。

ロ．いざというときの行動、措置について、日頃から職員や家族で話し合っておく。

ハ．小切手等の口座を家族で共用できるよう手配しておく。

ニ．自己の所持品については、日頃から整理整頓を行い、重要書類は鍵のかかる所に保管しておく。

（2）人質となった場合の心構え

イ．人質となって一番危険な時期は初めと終わりである。この時期は、占拠者が興奮しており、特異な行動をする可能性が大であるので、抵抗したり、占拠者を刺激するような行動はしてはならない。

ロ．できるだけ早く、冷静さと沈着さを取り戻すよう努力するとともに、自分の現状を的確に認識、記憶すること。

ハ．自己の日頃の行動パターンを確立すると共に、適当な運動、頭脳労働を欠かさないようにする。

ニ．自尊心を失わず、ユーモアの精神を忘れない。

ホ．占拠者と共通の話題を見つけ、話し合ってもよいが、政治的、思想的な話題は避ける。

ヘ．与えられた食事は、努めて食べ、体力の保持に努める。

ト．事件解決の時期が近づいたら、銃撃戦に備え、身を伏せる場所を考慮に入れておく。

チ．余程の好機でなければ、逃走を企てない。

（3）人質となった場合の対処

責任者は占拠中、職員の安全のため、占拠者を刺激するようなことを極力避けると共に、できるかぎり下記情報の収集と、大使館、警察への 通報連絡に努める。

イ．占拠者の要求事項

ロ．占拠者の人数、性別、国籍、武装の程度、行動（外部との連絡方法等）

ハ．人質となった職員、その他の人数と人定事項

ニ．占拠現場の状況

ホ．事件後の経過、記録作成に備え、できるかぎり冷静に事件経過のフォローに努める。

5．緊急連絡先

（1）警察

イ．緊急の場合 ……055

ロ．管轄警察署

○ ESAT警察署(Kucuk Esat Karakolu) ……128 57 24
127 27 68

(G.O.P.) Attar Cad., Kader Sok., Kehribar Sok., Kelebek Sok., Kirlangic Sok., Korogle Cad., Kuleli Sok., Resit Galip Cad.

(Cankaya) Iran Cad., Ataturk Blv.(147-259 …東側一帯)

(Kavaklidere) Tahran Cad., Tunali Hilmi Cad.

○ Kavaklidere 警察署(Kavaklidere Karakolu)……126 30 16
128 52 77
126 51 20

(Cankaya) Abdullah Cevdet Sok., And Sok., Cankaya Cad., Ataturk Blv.(146-258…西側一帯),Cinnah Cad., Farabi Galipdede Sok., Hosdere Cad., Sehit Ersan Cad., Solen Sok.

(Kavaklidere) Guven Sok., Gulden Sok., Gunes Sok.

(Asagiayranci)Alacan Sok.

(Guvenevler) Ic Sok.

○ Cankaya 警察署(Cankaya Karakolu) ……230 14 12
230 81 35
280 81 37

Ataturk blv. (国会議事堂前交差点から北)
GMK. Blv.

（2）救急車 ……077

（3）火　災 ……000

（4）日本大使館

執務時間：　月～金，自午前9時～至午後5時30分

136 12 90
136 12 91
136 12 92
136 12 93

6．おわりに

本手引の各対策は、すべて基本的、原則的なものであり、当然任地の諸情勢によって異なってくるものです。現在アンカラは、治安状況がほぼ安定しており、現在の生活のなかでなにもここまでという点もあるかもしれませんが、外国においては、まさかという言葉は通用しませんし、どこの国においても、いつ、この種事案が発生してもおかしくないのです。この際、邦人の皆様もこの点をよく認識されて、この手引を参考に現体制を見直し検討され、防犯体制を確立されるよう希望いたします。また、皆様で検討された中で、お気付きの点がありましたら、参考までに大使館に連絡いただければ幸甚です

KAN00010 ●イスタンブール「防犯の手引き」

防犯及び安全対策の手引き

平成4年10月1日
在イスタンブル日本国総領事館

はじめに

夕陽に輝くボスポラス海峡を眺めながらロカンタ（レストラン）でひと時を過ごすとき、この地に犯罪など起ころうはずが無いとあなたが思われるのもうなずけます。
しかし、「浜の真砂は尽きぬとも世に盗人の種は尽きまじ」とあるように、時代、場所、人種を越えて犯罪を犯すのも真理であると言えそうです。ここイスタンブルでもあらゆる犯罪が起こっており、十分な防犯の対策を立てられてこそ快適な海外生活を送ることが出来ると思います。
本手引きではイスタンブルで日本人が被害にあった犯罪を主対象に防犯対策を記述してあります。本手引きの実行だけで満足されることなく、各種の防犯パンフレットを参考にして、「外国で生活をしているのだ」そして「自分の身は自分で守る」という気持を忘れず、常に防犯意識を持ち続けて頂きたいと思います。
万一、不幸にして皆様が事件、事故等に巻き込まれた場合には、遠慮なく日本総領事館へ御連絡下さい。

目　次

1．犯罪統計
(1)イスタンブルにおける各種犯罪発生状況
(2)イスタンブルにおける邦人被害状況
2．警察機構
3．交通事故の現況と留意事項
4．犯罪の手口及びその対策
（1）睡眠薬強盗
（2）警官詐称
（3）スリ
（4）置引
（5）空き巣・忍込
（6）車上狙い
（7）絨毯関係
5．テロ・グループの動き
6．滞在時の留意事項
（1）滞在届
（2）写真撮影の制限
（3）特殊取締法規に関する留意事項
（4）健康管理
7．緊急時に役立つ電話番号
8．緊急時に役立つトルコ語

1．犯罪統計
(1) イスタンブルにおける各種犯罪発生状況

当局に問い合わせ入手したイスタンブル県内の一般犯罪統計は次の表のとおりですが、統計方法等が日本と異なるため、この数字から犯罪の発生状況等、その実態を把握することは困難なようです。

罪名	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年
殺人	191件	213件	129件	223件	251件
強盗	218	308	288	349	468件
傷害	2132	2581	1799	1817	1742
窃盗	13435	15400	13941	—	—
強姦	54	64	67	34	29

(2)イスタンブルにおける邦人被害状況

	事　件	被害件数	被害者数	
1990	強盗・窃盗	18件	20名	
	強姦（未遂）	2件	2名	
1991	強盗・窃盗	20件	20名	(内、睡眠薬強盗被害者　4名)
1992（9月末現在）	強盗・窃盗	43件	45名	(内、睡眠薬強盗被害者　14名)

2．警察機構

警察機能を有する組織として、警察及びジャンダルマ（保安隊）に区分出来ます。イスタンブル県には県警本部長の元に一般の警察業務を司る25の警察署があり、各警察署の管轄下に数箇所の派出所が設けられています。内務省の統制下にあるジャンダルマは民間人に対し警察と同じ権限をもち、イスタンブルにはジャンダルマ連隊があり、イスタンブル郊外で警察力の補完を行っています。

（1）警察

交通整理を除き、通常考え得る警察機能を持つ。

服装：緑色の制服、制帽

（2）交通警察

交通整理、運転免許等に関する業務を行っている。

服装：一般の警察官の服装に白色の制帽

（3）ジャンダルマ

郊外の地域を管轄し、平時は警察力の補完として機能している。

服装：軍服を着用しており、赤地に白で「JANDARMA」と書いた腕章を左腕に巻いている。空色のベレー帽を被っている者もいる。

（4）その他

ア．「ベクチ」と呼ばれる茶色の制服を着た下級の警察官がおり、警察組織の中で夜警や運転手として服務している。

イ．「観光警察」はスルタン・アフメット地区の「地下宮殿」入口前にあり、外国人旅行者等の被害者から事情聴取を行う。ここの警官は英語を話せる者が多い。

3．交通事故の現況と留意事項

（1）現況

1987年に道路横断中の邦人女性がトラックにはねられ死亡、88年には長距離バスに乗っていた邦人男性がバスの正面衝突事故に巻き込まれ死亡、また91年には邦人男性の乗っていた車両が追突され重症を負う事故が発生しています。

91年にイスタンブルでは交通死亡事故件数が332件、傷害事故数が6967件発生しており、車が多く混雑も激しいうえ運転マナーは悪いので、運転、道路の横断等とも注

意が必要です。
（2）留意事項
ア．市内の道路は工事等で道路状態が悪い上渋滞もひどく、また工事等の案内表示、道路標識も少なく、歩行者の飛び出し、信号無視も多いので注意が必要です。
イ．運転マナーは悪く、強引な割り込み、信号無視、方向指示器を点滅せずに右左折する乱暴な運転が多いので、徹底した防衛運転に努めて下さい。
ウ．市内、郊外を問わずシートベルトの着用は義務付けられています。

4．犯罪の手口及びその対策
これまで邦人が被害を受けた主な犯罪の手口を紹介しますので参考にして下さい。
（1）睡眠薬強盗
ア　手口
市内観光地付近あるいは地方の観光地で旅行者（多くはエジプト人、チュニジア人を自称）を装い好意的に話し掛けてきて、やがてジュースやハンバーガー（この他、ビール、ラク、ラフマジュン、ロクム等）を勧めます。飲んだ後１０分ほどして被害者は意識を失い、貴重品を奪われたり、事前に教えた宿泊先まで連れていかれ、部屋にある貴重品をそっくり奪われます。数日間行動を共にし、すっかり信頼関係ができてからやられたり、長距離バス内で乗客全員に菓子を配り、その邦人にだけ薬入りを配るという巧妙な手口もあります。
イ　対策
○親しげに話しかけてくる人間全てが犯罪者とは限りませんが、見知らぬ人間から声をかけられたら決して警戒を怠らないこと。相手の身なり、態度に騙されない。
○飲み物等を勧められても口にしない。あらかじめフタの開いているビンや缶ジュースなどもってのほかです。
（2）警官詐称
ア　手口
市内観光地やガラタ橋周辺で警官を自称するトルコ人らしき男が「英語を勉強しているので会話したい」「日本人が好きだ」等の言葉をかけ、やがて観光案内などをしますが、そのうちイスタンブルは物騒だからと被害者の貴重品を預かります。被害者がトイレに入っている間に貴重品を持ち逃げしたり、タクシーを呼びに行く、電話をかけに行く、トイレに行くなどと言ってそのまま持ち逃げします。最後に脅迫して金銭を奪いとる強盗に変身することもあります。
イ　対策
○睡眠薬強盗と同様見しらぬ人間から声をかけられたら警戒を怠らないこと。トルコでは国民がＩＤカードを常に所持しており、警官なら当然警察のＩＤカードを所持しているので相手に提示を求める。
○旅券、財布等の入ったバッグを見知らぬ人間に預けることなどもっての他です。
（3）スリ
ア．手口
○ジプシー風の女性が数人で被害者を取り囲み金品・バッグを強引に奪ったり、巧妙に貴重品をスリます。
○２～３人の男又は子供が喧嘩をしているふりをして故意に被害者にぶつかって来て被害者を巻き込んで喧嘩、この間に財布等をスリます。
被害者の前を歩いていた少年が突然倒れ、被害者があわてて介抱している間に集まってきた仲間が巧妙にスリます。
○歩行中、車内等で被害者が肩から下げたバッグを刃物で切り裂き、中からものを取り出す。
イ．対策
○金銭の携行要領は一般に注意されていることを厳守。
○ジプシーの女性スリは女性を狙うことが多い。ジプシー風の女性・子供が擦りよって来

るときにはとりあえず離れるようにし、それでも追って来るときには、店の中に逃げ込んだり大声をあげて助けを求める。
○男が喧嘩や空手のまねをしている時は用心して近づかないほうが賢明です。

（4）置引
ア．手口
長距離バスの待合室やレストランで足元、イスなどに貴重品を置き、見知らぬ人間が話掛けてきて注意をそらされている間に仲間が持ち去る。
イ．対策
○貴重品は身に付けておく。荷物を置いた場所から離れない。
○話掛けられた場合には、とりあえずバッグ等を素早く身近に引き寄せる。とにかく、相手の陽動作戦に乗らないことが大切。
（5）空き巣・忍込
ア．手口
・ドアの鍵を壊す、窓を壊して侵入する等、一般的に言われているのと同じ手口。
○2階や3階でもベランダから侵入されたり、ホテルで宿泊中、部屋の鍵を掛け忘れたため枕もとに置いていた貴重品を盗まれたという事例もあります。
イ．対策
○窓からの侵入に備えアパートの部屋は1・2階は避けた方が良い。
○侵入を防ぐ意味では集合住宅のほうが一戸建より防御性が高い。
○部屋の入口ドアは2重ロックにする。
○平素から近隣の人々と良好な関係を持つ。
＊その他「海外赴任者のための安全対策チェックリスト」等を参考にして下さい。
（6）車上狙い
ア．手口
○夜間、車両の後部3角窓を割り、カーステレオ等を盗む。
○白昼堂々と住宅街等閑散な場所に駐車している車両の窓ガラスを壊し物を盗む
イ．対策
・警備員のいる団地あるいはガレージのあるアパートがあれば、そこに住んだ方が良い。
・車両用アラームの取り付け。
（7）絨毯関係
ア．手口
○日本では数倍の値段がする等言葉巧みに被害者を誘い込み、後で被害者が自分の能力では買えないと気がついて解約を申し込んでも応じず、違約金を取られた。
○店で実際に購入した物と日本の自宅に届けられた物が異なり、粗悪品だった。あるいは金を支払ったのに送ってこなかった。しかも、いくら催促しても何の連絡もなかった。
○クレジットカードで購入したが、日本で確認したところ「ゼロ」がひとつ多く請求されていた。
イ．対策
○日本語を上手に話す者も多いので、うまい言葉に騙されない。信用できる店で買う。
○クレジットカードの書類に署名する際は、金額等十分確認してから行う。

5．テロ・グループの動き
国内においてはトルコ南東部を中心にクルド民族の自治・独立を主張するテロ・グループ「PKK（クルド労働党）」による村落襲撃やこれを取り締まる治安部隊との間で衝突事件が多発しており、イスタンブルにおいても特にPKK及びDEV－SOL（革命家－左派）によるテロ事件が近年増加の傾向にあります。
テロ・グループの攻撃対象は主に治安関係者／機関、銀行、米国・英国等の外交施設などですが、近年邦系企業が狙われたり、デパート、公共輸送機関（船、バス等）が目標になることもありますので注意が必要です。

6　滞在時の留意事項

（1）滞在届

就労、就学、研究等の目的で入国した場合や3ヶ月を越えて滞在する場合は、滞在許可証(Ikamet)を取得する必要があります。県警外国人課に滞在理由書、旅券及び写真を添えて申請します。

（2）写真撮影の制限

軍・警備関係施設は撮影禁止。発見されるとスパイと間違われ、逮捕、拘留されることもあるので注意が必要です。

（3）特殊取締法規に関する留意事項

「文化財及び自然保護法」という法律があり、特に骨董品の国外持ち出しについては厳しい罰則を設けており、たとえ善意・無過失でも国外に持ち出すこと自体が罪となり処罰されるので、一般の土産店でも骨董品らしきものの購入には注意が必要です。

（4）健康管理

１９８９年にA型肝炎にかかった在留邦人が３名あり、また肝炎にかかり当地の病院に入院したという旅行者も年に１～２名いるようです。また、冬季の大気汚染で呼吸器関係を患う在留者も多い。そのほか、市内には野犬や野猫が多く、咬傷による狂犬病の危険性もあり、実際に襲われた在留者もいるので注意が必要です。

7．緊急時に役立つ電話番号

（1）緊急電話番号

警察：０５５
消防：０００
救急：０７７

（2）在イスタンブル日本国総領事館

電　話：２５１　７６０５～７６０８
ＦＡＸ：２５２　５８６４
時　間：月曜～金曜　０９００～１７００

8．緊急時に役立つトルコ語

「火事」：ヤングン
「泥棒」：フルスズ
「人殺し」：カーティル
「爆弾」：ボンバ
「交通事故」：トラフィック　カザース
「ひき逃げ」：カザー　ヤプトゥ　カチュトゥ
「捕まえて」：ヤカラユン
「助けて」：イムダット
「警察」：ポリス
「警察を呼んでくれ」：ポリス　チャールン
「救急車」：アンビュランス
「病院はどこですか」：ハスターネ　ネレデ
「消防署」：イトファイイエ
「日本総領事館」：ジャポンヤ　バシュコンソロスルゥー
「日本総領事館に連絡して下さい」：
ジャポンヤ　バシュコンソロスルゥーナ　ハベル　ヴェリニズ

KAN00010 バーレーン【安全の基礎】
バーレーン国
State of Bahrain

出入国時の留意事項
●査証
空港到着時に容易に72時間査証あるいは7日間査証が取得できる。その際，72時間査証は現地通貨で5バーレーン・ディナール，7日間査証は10バーレーン・ディナールが必要。

●出入国審査
一般的に問題はない。しかし，旅券にイスラエルの出入国スタンプが押してある場合は，入国を拒否される。また，女性のみで入国する際，バーレーン国内にスポンサーが必要であり，事前の入国手続ができていないと問題となる。

●外貨申告
必要なし。

●通関
ポルノ，裸体画，いかがわしいとみられる写真を掲載した雑誌類，あるいはそれらを録画したビデオテープ等は禁制品につき入国時に厳しく検査され，没収される。ビデオテープはすべて検閲の対象となり，検閲には2週間程度の日数が必要。

滞在時の留意事項
●滞在届
就労等のため長期滞在を目的として入国する場合，バーレーンにおける保証人によって準備されたNOC（NON OBJECTION CERTIFICATE）をもとに入国し，入国後一定期間内に内務省から居住許可，労働省から労働許可を取得する必要がある。

●旅行制限
特になし。ただし，南部地域には，立ち入り禁止のところがあり，その旨表示されているので注意が必要。

●写真撮影の制限
飛行場，港湾施設，軍事および政府関係施設は原則的に写真撮影禁止。もし，どうしても撮影する必要がある場合は，それぞれの警備担当責任者から許可を受ける必要がある。また，（ベールをかぶっている）アラブ人女性を撮ることは無用の誤解を招きやすいので要注意。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
麻薬類はもちろん禁止され，厳しい取り締まりが行われている。もし，売買や所持しているところが発見された場合は厳罰に処せられる。

●不法就労
まず雇い主が，労働省に対し外国人労働者雇い入れの許可を申請し，許可されない限り，いかなる仕事にも従事することはできない。これに違反すると，懲役刑か罰金刑のいずれかが科せられる。目下，自国民労働力の育成に努めており今後，外国人就労者の入国を

制限するため，労働許可（有効期間1年）の更新条件を厳しくしつつあり，いくつかの業種では，外国人の就労が認められなくなる予定である。

●治安維持
湾岸地域の金融センターとして外国企業の誘致のほか，観光振興にも努めており，このためにも政府は治安対策に配慮しており，国内治安事情は，きわめて良好である。

●その他特殊取締
特になし。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
イスラム教国であるため日本とは風俗習慣が大きく異なるが，戒律の厳しい他のアラブ諸国と比較すると，かなり自由な雰囲気である。特に，酒類などは市内のリカーショップで自由に購入することができるし，豚肉なども購入できる。また一般的に国民は外国人に対しては寛容といえる。

安全のためのひとくちアドバイス
治安関係は良好であり日常生活で不安を感じることは特にないが，常識で考えてあまり安全でない場所，時間帯は避けたほうが賢明である。

健康上の留意事項
風土病等はないが，高温・多湿で砂ぼこりが多いため，手洗い，うがいを励行し，自己管理を十分にすることが大切である。
また，夏期には最高気温が45度前後に達し，湿度も高いため，気候に対する配慮も十分にする必要がある。
生水は禁物であり，レストラン等でもミネラル・ウォーターを注文するのが安全である。

緊急時の連絡先
〈非常用〉　Tel.999（警察，消防，救急サービス共通）
〈病院〉
Salmaniya Hospital Tel.255555
American Mission Hospital Tel.253447
International Hospital Tel.591666
Bahrain Defence Force Hospital Tel.663366
〈電話番号案内〉　Tel.181

緊急時の言葉
公用語はアラビア語であるが，過去にイギリスの保護下にあったこと，および人口の約3分の1が外国人で構成されていることもあり，日常生活は英語で何ら不便はない。

在外公館アドレス
●大使館
在バーレーン大使館
Embassy of Japan, House No.403, Road No.915, Salmaniya, Area Section No.309, Manama, Bahrain
(P.O.Box 23720)
Tel.243364

KAN00010　レバノン【安全の基礎】
レバノン共和国
Republic of Lebanon
〈注〉　1994年1月15日現在，レバノンには渡航自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

湾岸戦争期間中ベイルートを中心としてテロ事件の頻発がみられたが，その後の民兵集団の武装解除および政府軍の国内各地展開に伴い，テロ事件の発生件数は次第に減少しつつある。しかし，強盗・殺人等の一般犯罪は減ったものの，治安状況はいまだ良好とはいえない。また，今後の政治状況の推移いかんによってはテロ頻発の危険がにわかに高まる可能性も十分にあるので，レバノンへの渡航は引き続き差し控えることが望ましい。

出入国時の留意事項
●査証
日本とレバノンの間には査証免除取極は結ばれていないので，東京あるいは在外のレバノン大使館もしくは総領事館で入国査証を申請しなければならない。入国査証は入国目的等によって通常3カ月有効のものが発給される。また，通過査証はその人の事情によって異なるが，普通1日から3日間有効のものが発給されることになっている。入国後，滞在期間を延長したい場合には，一般治安局（The General Security Administration）に申請して査証の有効期限を更新してもらわなければならない。
また，旅行する際は，フライト便の有無を十分に確認のうえ出発すべきである。

●出入国審査
入国査証を取得していれば，入国審査は通常問題なくパスできる。また出国審査も，滞在期間が査証の有効期限内であれば問題ないが，期限切れとなっていた場合には罰金が科されることもある。当然のことながら，入国審査の際に，偽造旅券を使用しているのが発覚したり，国際犯罪者，テロリスト，過去のレバノン国内法違反者等としてブラックリストに名前が掲載されていたり，また，著しく公序良俗を乱すおそれがある者であると判断された場合には，入国を拒否されることがある。
また，訴追されている場合には出国できないことになっている。

●通関
概して税関での荷物検査は厳しくない。ただし，武器，麻薬，ポルノ雑誌等の持ち込み，持ち出しは厳しく禁じられている。
ベイルート空港からの出国に際しては，出国税（エコノミークラスは15米ドル，ビジネスクラスは20米ドル，ファーストクラスは30米ドル相当のレバノン・ポンド）を支払う必要がある。

滞在時の留意事項
●滞在届
査証有効期間内は必要なし。滞在がそれ以上になる場合および滞在が長期にわたる場合には，滞在許可をその目的によって，6カ月から3年間有効のものを別途，一般治安局外人課から発給してもらわなければならない。

●旅行制限
軍事施設等，禁じられた地域以外は，基本的に旅行制限はない。1975年に始まったレバノン内戦は終息したが，南レバノンではいまだイスラエル軍を巻き込んだ戦闘が頻発しており，同地域への旅行は危険を伴う。

●写真撮影の制限

軍関係施設が多数あるほか，民兵組織の施設も残っているので，写真を撮る場合には，その可否を確認したほうがよい。報道関係者として入国，写真を撮影する場合には，情報省の取材許可証の取得が必要であるが，許可証を所持しているからといって安心はできない。近くの軍人，住民等にその可否を聞いたほうが賢明である。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

法律的には厳しい麻薬取締法が存在しており，外国人の場合にも麻薬取締法が厳格に適用されている。ちなみに法律（1960年5月4日付法律第403号）は，麻薬の不法売買，使用等に対して3年から15年の重労働禁固刑を規定している。

●不法就労

就労許可は，査証申請の際に労働契約書，雇い主，職種等に関する書類をレバノン大使館もしくは総領事館に提出して，目的に従った入国査証を取得して入国し，その後，労働・社会問題大臣に申請して入手することになっている。就労許可は労働の内容に従って2年を最高限度として発行され，本人が過去に申請したときと同じ企業，団体等で働き続けていることを条件に1年ごとの更新が可能になっている。なお，同伴家族には就労許可は発行されない。滞在許可（Resident Visa）および就労許可に関する罰則は，罰金もしくは6カ月から3年の禁固刑となっているので，更新を忘れないようにすること。

●治安維持

憲法によって言論，思想，信条等の自由は保障されているが，多数の政治・宗教グループが存在し，それぞれがお互いに対立し合っている状況であるから，人前で政治・宗教問題等を議論することは避けたほうが賢明である。

●その他特殊取締

国家公務員，宗教的信条，国旗等に対する侮辱には法律上罰則（2カ月から2年の禁固刑）が定められている。

また，密輸に対しては罰金および2カ月から3年の禁固刑が定められている。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項

レバノンは欧米文化の影響によって，他のアラブ諸国に比べると一般的に風俗，習慣も開放的であるが，他方，今でも地縁関係や部族を大切にする伝統的なアラブの社会習慣が残っている。特に，西ベイルートや南レバノン等のイスラム教徒が多く住む地域では，豚肉，アルコール類は，少なくとも公衆の面前では飲食を避けたほうがよい。また，女性が肌を露出するのを嫌う地域もある。

安全のためのひとくちアドバイス

警察，軍隊が一応治安維持にあたっているが，事件が多いため市民の安全・治安を確保しきれていない。最近，国連軍の各所への展開，外国人人質の解放等，治安は改善されているが外国人を狙った強盗事件等も発生しており，政治情勢によっては，誘拐，暗殺，爆弾テロ等発生する可能性もあるので，当分の間レバノンへの入国は避けることが望ましい。

健康上の留意事項

飲料水については，ベイルート市内では市販のミネラル・ウォーターを利用したほうがよい。水道の水は海水の塩分，雑菌等が混入しており飲用には不適当。断水・停電も頻発している。

深刻な風土病はないが，肝炎がたまに流行するので，レストラン等で出される生野菜などはなるべく避けたほうが賢明である。また，ベイルート等の地中海沿岸地方は夏は湿度

が高く体力を消耗するので，昼寝をするなどして睡眠時間を多目にとったほうがよい。
　疾病に際しては，アメリカ大学病院（西ベイルート），ローム病院，オテル・デュー病院（東ベイルート）等，外国系の大きな病院に行ったほうが無難である。

緊急時の連絡先
〈警察〉　アシュラフィエ警察署（東ベイルート市内所管）
　Tel. (01) 337793
　ホベイシ警察署（西ベイルート市内所管）
　Tel. (01) 863078, 861245
〈病院〉　アメリカ大学病院　Tel. (01) 341310
〈救急車〉　Tel. (01) 259772
〈ベイルート空港〉　中東航空フライト・インフォメーション
　Tel. (01) 316316, 802144

緊急時の言葉
（アラビア語）
「泥棒」＝ハラーミィー
「助けて」＝ハッルスーネ
「警察」＝ショルテ
「パトカー」＝スィッタ・アシャラ
（国内治安軍第16部隊の意味。同部隊の車が幸運であればきてくれる）
「人殺し（殺される）」＝ハヤアティルネ
「誘拐される」＝ハヤハトゥフネ
「病院」＝ムスタシュファ
「医者」＝ドリトール
「大使館に連絡して」＝イッタセル・サファーラ

在外公館アドレス
●大使館
在レバノン大使館
Ambassade du Japon, Immeuble Olfat Salha, Building Corniche Chouran, Beyrouth, Liban (P.O.Box 3360)
Tel.865763, 861440, 861436
［ただし，大使館員は1986年６月以降ダマスカス（シリア）に一時退避中で，大使館にはレバノン人ほか（日本人１名を含む）の現地職員がいるのみ］

●仮事務所
在レバノン大使館ダマスカス仮事務所
Ambassade du Japon, Damascus Sheraton Hotel, Room No.165-7 (P.O.Box 4795, Omayad Square, Damascus, Syria)
Tel.2224200, 2218970

KAN00010　レバノン「防犯の手引き」

安全対策の手引き

１９９２年１０月
在レバノン日本国大使館

１．はじめに
　レバノン情勢は８９年１０月国民和解協定（ターイフ合意）が成立し、長い内戦から和平へとようやく動きだしました。しかしキリスト教徒強硬派であるアウン将軍が右合意に反対の立場をとり、その後も戦闘が続きましたが、９０年１０月アウン将軍が投降したので、それ以降情勢は軍対立から政府対立に移ったといえます。
　レバノン政府はターイフ合意に従い、治安措置の強化、パレスチナ人を含むミリシアの武装解除及び解体、国軍の南レバノン派遣、政治改革、総選挙の実施等の国家機能拡大措置を取っています。しかしそれらの措置は不徹底であると言えます。例えばターイフ合意の規定の中で重要な部分であるミリシアの解体については、占領地解放をめざすヒズボラが南レバノン、ベイルート南部、ベッカー高原に拠点を持ちイスラエルとの対決路線を堅持していますし、また、シリア軍のベッカーへの退去も実現していません。
　加えて１６年間続いた内戦は終結したものの、内戦の原因となった約５０万人に及ぶパレスチナ人の存在に対する抜本的な対策を取る必用がありますが、その解決策は中東和平交渉進展如何に係っています。また、この他内戦により多数の内外への避難民を出しましたが、海外に避難した難民の人々はもとより、約６０万人と言われる国内難民の帰還も実現していません。
　レバノン政府内部の意見不一致などもあり、外国からの援助供与も捗らず、復興計画は遅々として進んでいません。このため経済状態も年々悪化していますが、特にレバノン貨が近年暴落し、生活物資を外国に大きく依存している国民の生活には大変厳しいものがあります。
　上記の経済状況の悪化も手伝い、内戦によってもたらされた心理的傷害が癒されていない状況にあると言えましょう。

２．レバノンに於ける風俗・習慣・安全に関する留意点
（１）レバノンは欧米文化の影響によって、他のアラブ諸国に比較すると風俗・習慣も一般に開放的であると言えますが、他方、地縁・血縁関係や部族を大切にするアラブの伝統的な社会風習が残っています。
（２）また、警察、軍隊等が治安維持に当っており、治安は改善の方向にありますが、種々犯罪が依然多発しており、市民の安全はまだ十分確保されていない状況です。
（３）また政治情勢によっては強盗、誘拐、爆弾テロが発生する危険性もありますので、十分な注意が必要です。
　ベイルートの治安は現在改善の方向にありますが、依然として不確定要因が多いので当分の間レバノン入国は差し控える事が肝要です。
（４）また、以前ベイルート訪問中の邦人女性がベイルート中心部にある繁華街のハムラ通りで後ろから来た男に旅券・現金（1500ＵＳ$）の入ったバッグを路上でひったくられると言う事件や本年５月には観光で南レバノンを訪れた邦人男性が銃を突き付けられ誘拐されそうになった事件も起きていることから日中と言えども油断しないことが犯罪から身を護る最低条件であることを銘記すべきでしょう。
（５）尚、在留邦人については、平成４年１０月現在７所帯１６名と非常に少人数であり、現地事情にも詳しく安全防衛観念が強い人々のみであることから、人身に及ぶ被害が出

ていないことは幸と言えます。

３．交通対策

平成４年９月末現在、幸いにして邦人が交通事故に遭遇した例はあまりありませんが、ベイルート市内に於いては信号機等も破壊されたまま放置されている所が多く、また一方通行の道であっても逆方向から車が進入してくる等交通マナーも悪くなっているので、外出の際には一流ホテル等に待機しているタクシーを利用するなどの配慮が肝心です。

尚、流しのタクシーには乗らないことが賢明と言えます。

４．安全上留意すべき心構え

昨今、海外での安全に対する『セルフ・ディフェンス』と言う言葉が定着しつつあるようですが、つまるところ自分自身を含め家族の生命・財産を守るのは自分であると言う事を再認識する必要があります。

勿論日本政府は自国民たる邦人の保護に全力を注いでいることは言うまでもありません。

５．防犯上の留意点

（１）外国人（邦人を含め）が行動する際に留意すべき点

イ．店構えのしっかりした商店等での犯罪例は少ないようですが、ハムラ通りを中心とした商店街等ではスリ、かっぱらい等の被害に遭うケースが散見されるので旅券（写を携行するか身につけておくこと）多額の現金貴重品等は持ち歩かず、ホテルのセーフティ・ボックスに預けるなどの配慮が肝要です。

ロ．また夜間については、私設のギャンブル場やナイト・クラブ等には行かないことが賢明です。また犯罪を誘発させない配慮としては一流ホテル付設のレストラン、クラブ等を利用することが望ましいでしょう。

ハ．ホテルにおいても室内に居る時はドア・チェーンを掛けるなどの普段の防犯に対する心構えが肝要です。

ニ．人が多く集まる場所では、外国人訪問者目当ての現地人が近づき、麻薬類や怪しげな物（骨董品等）を売り付けてくることがありますが、国外持出し禁止品である場合も有るので注意が必要です。因みに麻薬の不法売買、使用等に対しては麻薬取締法が適用され、３年から１５年の重労働禁固刑が規定されています。

いずれにしても怪しげな話を持ち掛けられた場合は、速やかにその場を離れるよう心掛けて下さい。

（２）緊急時の連絡先

イ．ホベイシ警察署（西ベイルート市内所管）	863078, 80349, 861245
ロ．ｱｼｭﾗﾌｪｲｴ警察署（東ベイルート市内所轄）	337793
ハ．アメリカ大学病院	341310
ニ．救急車	259772

ホ．緊急時の言葉（アラビア語）

『泥棒！』・・・・・・・・・ハラーミィー
『助けて！』・・・・・・・・ハッルスーネ
『爆弾だ！』・・・・・・・・フィー・アブェ
『大使館に連絡して！』・・・イッタセル・サファーラ
『警察』・・・・・・・・・・ショルテ
『病院』・・・・・・・・・・ムスタシュファ
『医者』・・・・・・・・・・ドクトール

６．在外公館連絡先

（１）在レバノン日本国大使館

＝i2）在レバノン日本国大使館ダマスカス仮事務所

EMBASSY OF JAPAN (DAMASUCUS,SYIRIA)
OMAYAD SQUARE DAMASCUS SHERATON HOTEL ROOM NO.165-167
TEL:224200,219300
DAMASUCUS,SYIRIA